

令和3年第4回大玉村議会定例会会議録

第3日 令和3年9月9日（木曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1 番 斎 藤 信 一	2 番 渡 邊 啓 子	3 番 菊 地 厚 徳
4 番 本 多 保 夫	5 番 松 本 昇	6 番 佐 原 佐百合
7 番 鈴 木 康 広	8 番 武 田 悦 子	9 番 佐 原 吉太郎
10 番 須 藤 軍 蔵	11 番 押 山 義 則	12 番 菊 地 利 勝

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長 押 山 利 一	副 村 長 武 田 正 男
教 育 長 佐 藤 吉 郎	総 務 部 長 兼 総 務 課 長 押 山 正 弘
住 民 福 祉 部 長 中 沢 武 志	産 業 建 設 部 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 菅 野 昭 裕
教 育 部 長 兼 生 涯 学 習 課 長 作 田 純 一	政 策 推 進 課 長 舘 下 憲 一
税 務 課 長 菊 地 健	住 民 生 活 課 長 安 田 春 好
健 康 福 祉 課 長 後 藤 隆	再 生 復 興 課 長 伊 藤 寿 夫
産 業 課 長 渡 辺 雅 彦	建 設 課 長 杉 原 仁
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 中 沢 み ち 子	教 育 総 務 課 長 橋 本 哲 夫
代 表 監 査 委 員 甲 野 藤 健 一	

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 鈴木真一、藤田良男、齋藤智

一般質問者目次

1.	11 番	押 山 義 則	P. 24～
2.	2 番	渡 邊 啓 子	P. 40～
3.	3 番	菊 地 厚 徳	P. 45～
4.	7 番	鈴 木 康 広	P. 56～
5.	6 番	佐 原 佐百合	P. 63～
6.	8 番	武 田 悦 子	P. 70～

会 議 の 経 過

○議長（菊地利勝） おはようございます。ご苦労さまでございます。

会議に先立ち、申し上げます。本日の一般質問は、議会だよりで使用する予定の写真を事務局で撮影しますので、ご承知願います。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、一般質問の内容により所管以外の課長は第2委員会室で待機するため、課長の入退席を認めますので、ご承知願います。

ただいまの出席議員は、3番、菊地厚徳君より遅参届がありましたほか11名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

なお、住民福祉部長、中沢武志君から事情により欠席する旨の届出がありましたのでご報告申し上げます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 本日の傍聴に、渡辺記美男さん外14名の方々がお見えになっておりますので、ご報告申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第1、一般質問を行います。

11番押山義則君より通告がありました「村内、通学道路の安心・安全のための方策は」ほか1件の質問を許します。11番。

○11番（押山義則） 11番押山義則です。

議長の許可をいただきまして、令和3年9月議会の一般質問を行います。

コロナ禍対策のため、異様な議場形式の中での一般質問となりますが、よろしくお願いします。

村長、改めまして、村長選3期目、無投票当選おめでとうございます。コロナ禍の中、大変厳しい運営が予想される村政ではありますが、過去8年、東日本大震災や原発災からの復興で培った経験と卓越した行政手腕でしっかり乗り切っていただけると信じております。議会初日、力強い所信表明がなされました。村民を代表いたしまして、押山村長のますますの活躍をご期待申し上げる次第でございます。よろしくお願いします。

さて、今回の質問は、このところ社会問題として大きくクローズアップされてきた2つの事案に対し、県をはじめとしてそれぞれの自治体に問われた対応、大玉村がどのように対処されておられるのか、共に取り組まなければならない議会の立場から検証してまいります。

まず初めに、千葉県八街市で起きた児童の通学路でトラックが暴走し、何名かの犠牲者を出した事案から質問申し上げます。このことは、児童の安心・安全の観点から、これまでも様々な角度、視点から問題視されてきた事案であります。大玉村議会とし

ても、先頃は、玉井小学校の通学路であります県道大橋五百川停車場線への歩道設置の必要性から視察したところであります。政府も、千葉県の事件をきっかけに全国の通学路に対して安心・安全な点検を指示、危険防止に動き出したところであります。

そこで、まず改めて伺います。これらの動きを大玉村としてどのように受け止め、どのような対処をなされたのか。教育委員会として、またそして道路管理、交通安全の観点から、村当局としてのそれぞれの対応を具体的に伺います。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長兼生涯学習課長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

本村では、毎年、建設課、教育委員会、小中学校、警察署、県土木事務所、交通教育専門員をメンバーとした大玉村通学路安全推進会議を開催し、危険箇所の合同点検の実施、対策について検討し、具体的に対応をしております。

今回、ご質問のとおり、文部科学省等からの依頼を受けまして、これまでも通学路の合同点検等を積み重ねてきているところから、小学校におきまして、新たな観点を踏まえた補完的なものとして、危険箇所のリストアップを実施しております。その後、9月21日に合同推進会議のメンバーにて合同点検会議を開催し、対策必要箇所の抽出、対策案の検討、対策の実施により、児童生徒の登下校時の安全確保に、より一層努めてまいります。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

大玉村通学路安全推進会議の概要につきましては、ただいま教育部長から答弁があったところでございますけれども、この通学路安全推進会議、平成27年から開催をしているものでございまして、現在までに24件の合同点検による対応箇所、あるいは各小中学校からの要望箇所がございます。そのうち、何らかの措置を講じたものが21件でございまして、残り3件、これは大橋五百川停車場線の歩道設置、あるいは間黒皿久保線における通学路の安全確保、さらには土湯温泉線の体育館前の幅広路肩化というふうなところが継続事項というふうなことで、残っているところでございまして、道路管理者として対応に努めてきたところでございます。

今年3月18日に行われました通学路安全推進会議におきましては、中学校から2件、大山小学校から2件、玉井小学校から3件の、それぞれ新規の要望箇所がございますが、道路のカラー舗装化等々については対応を始めているところでございまして、また、大山小学校における高速道路のボックスカルバート、この歩道の確保についても、現在検討を進めているところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 教育委員会、まず、具体的などという検討をなされたのか伺っておきたいのであります。今回、千葉県の事案を受けて、それから千葉県、そして国の

ほうからもいろんな提案とか新たな政策が発表されております。例えば、千葉県の八街市だと全児童に対するスクールバス化とか、そういう検討とか、また、ある地域では見守り制度の、ある意味では義務化みたいなことまでやっていらっしゃるところもございます。うちの村も、ここのところ前回の質問者のこともありまして、子どもの安心・安全な防災無線による下校時間の案内とか玉井地区が始めまして、大変注意喚起、意識喚起の有効になるなど、ある意味でしっかり取り組んでおられるなど考えているんですが、その辺の具体的内容を検討されたのかどうかを改めて伺っておきます。

それから、建設課では、歩道の塗料塗装、これは突然、この事件が起きましてからなされました。これは大変いいことやっていただいたんですけども、教育委員会あたりで把握しているかどうか分からないんですが、子どもの転倒が起きていることご存じでしょうか。私らも毎朝見守りしていて分かるんですが、全然滑らないんですね。ズックで歩くと、とてもじゃないが歩きづらい。高齢者は怖い状態です。だから、建設課にもお願いしたいんですが、そういう検証をなされておられるのかどうか。それと、一番の大きな問題は、歩道の半分しかされていない。またいで、片方は普通の滑るところ、片方は全然滑らないところ。私も長靴で歩いてみました。それから、革靴で歩いてみました。ズックで歩いてみました。ズックではとてもじゃないが、怖くて歩けません。だから、そういう状況を検証されて、あのことをされたのか。

それから、一番住民からの問題提起があったのは、幅10センチのところもある、60センチのところもある。綱渡りして歩くようで、とてもじゃないが高齢者は足が上がりません、そして一番の問題は、塗装したところとされていないところ5ミリの段差がある。その5ミリの段差は高齢者にとって、とてもじゃないがきついです。そういう意見も耳に届いております。見守りしている段階で、結局そういうことが届いております。

教育委員会あたりには、子どもの転倒など報告上がっているのかどうか、その辺も確認しておきたいんです。その辺も含めまして、再度お答え願います。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長兼生涯学習課長（作田純一） 11番議員さんに再度お答えいたします。

子どもの交通安全のためのスクールバスの全員の乗車とか、見守りの方々の義務化ということでございますが、そういったことも含めまして、通学路安全推進会議の中で検討していきたいというふうに思います。

あとは、子どもの転倒事故については報告ございません。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

今回、いわゆる路肩部分に施しておりますカラー舗装でありますけれども、これらについては、特別の歩道用というふうな検証はしてございまして、通常のカラー舗装というふうなものを施したものでございますが、ご指摘のような滑らない、危険で

あるというふうなことについては検証しまして、危険であれば必要な措置を講じてまいりたいというふうにご考えてございます。

また、今回、寺久根から玉井小学校までの区間の路肩部分のカラー舗装化をしたわけではありますが、当初、構造物を避ける形で舗装路面にカラー舗装するというふうな前提で行ったものですから、あのような幅のものになりました。その後、私どもも現場で確認した結果、これでは安全も確保できないし逆に危険ではないかということで、今後、既施工部分も含めて50センチ幅に全部統一した形で施工していくというふうなことで行ってまいりたいというふうにご考えておりますので、先ほどの、あるいは段差、そういったものも含めて一定の幅で行っていくということで、再度施工をしてまいりたいというふうにご考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） それは、お答えは当然のことだと思いますが、せっかくいいことやっていただいたんだと思います。ただ、結果としてそういう状況になって、子どもの転倒は、私の見ている限りでは既にあの塗装がされてから3件起きています、目の前で。だから、やっぱりなぜかという、検証したんですが、みなズック底です。ズック底で中途半端に歩くんですね。足乗っかっている部分と、乗っかっていない部分、先ほどの部長が説明あったように、全部全域になっていないものだから。最近は、ここ二～三日検証していますと、低学年の子どもはブルーの塗装の上は歩かない。端に寄って歩いているような状況が、やっぱりそれなりに自己防衛、皆さんしておられます。ただ、高齢者は困ります。本当に滑らないですね、あれね。確かにああいう塗装もあるんですね。いい面と悪い面もあるんだと思いますのでその辺の検証はしっかりして、住民の安心・安全を保てるようにご努力願いたいと思います。

それから、答弁なかったんですが、住民生活課に伺いたいんですが、交通安全についての改めて何らかの検討されたのか。それぞれ協議会やら交通安全活動団体がありますが、そういう対応はどのようになさっておられるのか確認しておきます。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 11番議員さんにお答えいたします。

住民生活課といたしましては、過去に平成30年にゾーン30の区域を指定するなど通学路の安全に努めております。また、役場前の交差点、それから大山小学校前の交差点、そちらに横断歩道を待機するときの保護用のピラー、そういったものを設置しながら措置を講じてきたところでございます。やはり、歩道の設置、それから狭隘な道の交通規制、そういった歩道と車を分離する施策が今後必要かと思っております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございます。

こういう国からの指令が出るなんていうのはせっかくの機会なんです。やはり、この機会を逃さずに安全の確認を急いでいただきたい。ちょっと質問漏れしたんですが、

建設課に改めて伺いたいんですが、今回の国の指摘を受けて大橋五百川停車場線、県の対応というのはあったんでしょうか。その内容について、県ではどのように考えておられるのかとかそういう検証というか、それをなされておられますか。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

県道大橋五百川停車場線の歩道設置につきましては、今までも毎年継続して福島県に要望を行っているところでございまして、機会のあるごとに必要性を伝えているところでございます。

先月8月3日でございますが、大玉村と福島県による事業調整会議がございました。こちらにおいても、県に対して村長のほうから、大橋五百川停車場線、須賀川二本松線、本宮土湯温泉線の歩道設置を、このような状況に鑑みて強く要望したところでございます。その結果、福島県からは、県道大橋五百川停車場線の玉井小学校から寺久根までの700メートルの区間、これについて今年度、測量設計を行うという旨の回答がございました。また、2日前でしたか、この測量設計、10月中旬から現地調査に入るというふうな連絡がございました。

当該路線につきましては、議会の皆さんにも現場を視察いただくというふうなこともありまして、非常に重要な路線であると思っておりますので、この歩道設置の今後、着実な前進に向けて、村としても最大限の努力をしていきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） うれしい答弁であります。ありがとうございます。

長年の懸案でありますので、ぜひこの際、この機を逃さずに、歩道が700メートル設置されることを願っております。県道大橋五百川停車場線、これ玉井小学校の通学路として利用している児童数も大変多い、そして、車の通行量も大変多い。沿線には、運送会社が3社ですか、さらに事業所もある状況であります。誰もが通学路の整備の必要性、感じております。

一般質問でも何度か取り上げておられますが、かつての質問で、村長より通学専用の歩道の設置の構想を伺った経緯がありましたが、様々な問題があり実現が見られませんでした。部長からの説明があるように、道路管理の責任は村にはありませんが、通学に関しては村の責任であります。子どもたち、児童の安心・安全の確保は必須の課題であります。改めてこのたびの国の指針などを考慮して、この機会に早急な対応整備の必要を求めたいんですが、早速県も動いていただけるということで、それはそれでありがたいんですが、今ちょっと触れましたこと、改めて村長に伺いたいんですが、この通学専用道路の設置、この改善センターと小学校を結ぶ連結道路として、当時すばらしい発案と思いました。再度、改めてこの通学専用道路の設置、これをいただけないでしょうか。別の意味で有効性があると思うんですが、ま

すが。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんにお答えいたします。

前に、専用道路ということで調査をしましたが、新たな途中までは赤道があって行けるのがあるんですが、新たなところを通過するとなると、林の中を抜けたり、ちょっとかなり暗いところを通ったり、もしくはぐっと大きく迂回しなきゃならない等の問題、一番のネックになったのは大変な事業費がかかるということもありましたので、その時点では保留ということで、もう少し研究しようということでしたわけですが、それはさることながら、県のほうにもっと強く前から言っているわけですが、要望して、できるだけ早く県道のほうに歩道をつけていただくことを優先しようということで運動してまいりました。先ほど部長のほうから答弁ありましたように、見通しが立ってきましたので、これから専用道路を造る計画をして通すのと、歩道が通るのが大体同時期になるんじゃないかと、やった場合でも。

ですから、そうはいつでも、将来的なあの辺の土地利用の関係もありますので、現道3メートルです、今。それを、今ある道路については4メートルに拡幅をして、整備をして、村道認定を受けて、その先へ持っていくという方法もございますので、県道のほうの歩道設置と専用道路の設置と、これは併せて検討していきたいというふうに考えていますが、現道の拡幅をまず優先したいなというふうには考えております。

役場の教育委員会のほうで、駐車場を造るときにフェンスは1メートルセットバックしてフェンスをつけてありますので、その辺も見通しての工事を実施しておりますので、それについては進めていきたいなというふうに考えています。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございます。

かつては、玉井小学校と玉井中学校を結ぶ近道として、いろんな形で利用した小道があったように私は記憶しているんであります。畑の作業道なのかもしれませんが、改めてその道路の形態、今、赤道があるというに伺いました。せっかくその状態がありながらできないというのは、やっぱり残念であります。その辺、建設課、改めて調査していただいて、今の赤道の状況だけでも表示できるような、そういうものを復活できるならそういう可能性について、ちょっと改めて部長に伺っておきたいんですが。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えをいたします。

今、赤道と言ったのは、実際は国の赤道は全部村のほうに移管になっておりますので、通称赤道というふうに言ったのは、県道から真っすぐ行って小さな家がありますよね、あそこまでの部分です。そこから先については、赤道はありませんので新たに道路を設置しなきゃいけないと。ただ、子どもが通るために1メートルだけの幅でいいだろうというような道路はやはり造れないので、やるとすればある程度の幅をもって通学路としなければいけないだろうということで、かなりの用地代とか工事費がか

かるということで、その時点では保留したということでございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） しつこくなりますが、一番懸念されるのは県道の改良、これから進みます、測量進みます。ただ、現実を考えた場合、あの県道で住宅の立ち退きとかなんか考えながらまで歩道設置ができるかどうかという問題が、この前の現地視察した段階で、これちょっと無理があるな、きついな、どれだけ住民の皆さんの理解が得られるだろうなというのが、議会の我々の感想でありました。既にうちがぎりぎりまで建っている、またさらに舗道して、さらにガードレールのようなものを造るとなる、かなりの厳しい状況が予想されますので、その辺も含めまして私としては専用道路があれば安心なのかなと。今の段階で、結局そういうことを考えております。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えをいたします。

今、寺久根から全線測量をします。ただ、優先してやってほしいのは改善センターから玉小までですので、当面はそちらのほうに注力をしていただくと。それからあと、寺久根から改善センターまでについては住宅地等はございますが、県が実施する場合には住宅を壊してでも工事は進めますので、それについては補償関係もしっかりとやっていただいて、県のほうで工事をやっていただくという要望は強くしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） いろいろ難しい問題が重複して今までできなかったのも十分理解しておりますので、しっかりその辺を改めて子どもの安心・安全、国からの指令があるようなこういう時期にしっかり取り組むべきだと思っておりますので、よろしくお取り計らい願いたいと思います。

通学路の安心・安全、私自身も地域の子どもたちの安心・安全を思い、何人かの仲間を誘って地域内の登校での見守りを続けておりますが、車社会の今日、その必要性を感じる状況が現実にあります。一歩間違えればどこでも千葉県が起きる、発生するおそれがある現状があります。明瞭な歩道の設置の必要性、横断歩道の必要性、これは毎日の見守りの中で感じております。保育所周辺、30キロのスピード制限がなされております。ゾーン30、このたびの質問の設定で、改めてこの言葉を認識いたしました。県道も含めたであります、主要な通学路、せめて通学時間帯のスピード制限がなされればと思っておりますが、この可能性、どちらに伺ったらよろしいでしょうか。お願いします。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 11番議員さんにお答えいたします。

通学路の速度規制やゾーン30区域内の時間帯による交通規制、こういったものは交通安全上の必要が認められれば、設置は可能となっております。道路交通法により

まして、公道による交通の規制は所管の県の公安委員会に限られますので、行政区や地域からの要望を受け、交通関係団体で構成する大玉村交通対策協議会、こちらを通して公安委員会に規制の要望をしていくという形になります。

以上になります。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） うれしい答弁なんでありますが、協議会そのものでそういう要望を出せば可能性はあるというように理解してよろしいんでしょうか、改めて。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 改めてお答えいたします。

ゾーン30内の時間を定めての規制が、交通上必要であるかどうか、そういったことにつきましても村の交通安全対策協議会のほうで検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 今回は国のほうでも、千葉県で事故が起きて、そういうことに対してかなり神経質になっていて、もちろんゾーン30のほうが警察ですか、そちらが管理管轄、最終的になるんだと思いますが、そちらでも子どもの通学路の安心・安全については取り組んでいる状況でありますので、共に足並みをそろえて、あくまでも県道であれ村道であれ、そういう意味でのせっかくのゾーン30、そういう制度がありますんで、そういう取組、協議会を通さなきゃならないのはその協議会の中でしっかり取り組んでいただきたい。

それと、もう一つこれで懸念されるのですが、村民への周知をしっかりと図っていただきたい。ゾーン30、村民の何人かの方が知っているかもしれませんが、今のカメラがついている車なんかは勝手にしゃべってくれますから、ゾーン30理解できますが、でないと、ゾーン30というのは何ぞや。結局、先ほどのブルー舗装も同じだと思います。そういうのも村民への周知は、何らかの形でしっかりしていただきたい。せっかくやっても村民の理解が得られなければ何にもならない、その辺、改めてどうなされるか。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 11番議員さんに改めてお答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、住民、それからドライバーがそういったものを認識しなければ何の役にも立ちませんので、今後、広報誌などを通じて、広く住民の方に周知させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） よろしく願いいたします。

どうしても、こうしてこういう交通安全のことをお話ししますと、身近な地域の問題を申し上げることになっていいますが、路肩の草刈りや歩道沿いのバラの生け垣の剪

定とか降雪時の除雪など、ささいなことでもしっかりチェックの必要性、管理の重要性を感じております。

今回もこの質問を設定するに当たり、先ほどございました小学校、五百川線ですか、小学校から地蔵面の間の道路、この質問設定時には、物すごい草のぼうぼうの状況です。とても子どもたちの歩ける歩道にはなっておりませんでした。ここ1件を除いて少し草刈りを終えて、草はそのまま刈ったまま放置されておられますので、子どもが歩くのには支障がある状況になっておりますが、そういうのも改めて、せっかく協議会とかいろんな組織があるんでありますから、その辺でしっかり目を光らせていただきたい。

これまで全て建設課にお願いするのは酷である、私も思っております。我々にも何らかの形で、それを注意喚起していかなきゃならない義務があるなどは感じておりますが、全ては見切れません。結論として、私も玉井のことは言いますが、大山のことには大変疎いんです。ボックスカルバートの中の、今はポールで歩道と分けられています。本当に安全性考えたら、もうガードレールは絶対必要ですよ。そういうのは早急に、私は大山を見て、部長の話を聞いて、そう直接感じるんでありますから、あんな狭いところで車がちょっとはみ出したら、子どもはコンクリートの壁の間に挟まれてとんでもないことになっちゃう。その辺も危機感はあるはずですから、その辺しっかり取り組んでいただきたいと思います。

それぞれいずれの組織でも、安全管理の必要性の難しさは感じておられると思います。このたびの千葉県の事案、これを教訓として、国の通学路の安心・安全の徹底への指針、これをきっかけとして大玉村の通学路が絶対安心、絶対安全のお墨つきが得られますよう努力されますことを願い、このほうの質問は終わります。ありがとうございました。

それでは、もう一つの事案、村内における盛土の残土処理の実態、管理状況を点検するという項目で質問いたします。

静岡県熱海市での盛土流出、土石流の被害がたくさんの方々が犠牲になりました。人災、そして防げた事案であったと感じております。これ強く申し上げたいんですが、責任はどこにあったのかということでもあります。このことにより、政府から改めて全国の盛土や残土処分、残土処理への状況確認、さらに点検の上、被害防止に向けた対策や規制の必要を求める云々の指令が出されておりますが、改めて大玉村としての受け止め、どう捉えられたのか、また、大玉村内での実態、掌握状況を端的に伺いたいんです。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

今ほどご質問のとおり、本年7月に発生いたしました静岡県熱海市の土石流災害を踏まえまして、国の関係省庁連名により県から市町村長及び農業委員会会長宛てに盛土による災害防止のための総点検についての依頼がございました。これを受けまして、

村といたしましては、現時点において周辺との高低差、のり面等の状況から村内の3か所を該当箇所と抽出し、報告したところでございます。

これらについては、今後県のほうから取りまとめの上、点検あるいは対策、そういったものについて指示等があるものと考えられますが、村といたしましても、この重要な事案に鑑みまして、点検、パトロール等の重視をしてみたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございます。

過日の新聞記事で、本県などが残土処分に例外規定、そういうことで残土処分を受注業者に委ねることができるということで自由処分や任意処分、あまり聞いたことない言葉なんです、不適正処分の温床になっていると指摘されておられます。処分先は、民間企業の空き地や個人の私有地、それから驚いたのは、100立方メートル未満の少量に限る、そういう文言でありました。そして、さらに驚くのは、このことは公共工事に限っており、民間のなりわいには関知していないのが実態。野放し状況にあるのではと懸念された。ちょっと具体的な話も、これ訳の分からないようなことが述べられておりました。そこで、改めて大玉村の実態なんです、その中でまず、所管はどこで行われておられるのかということでもあります。

先頃、アジア開発の跡地の残土処分は、再生復興課から答弁ございました。例えば今述べたこの記事の内容とかなんかは、多分建設課に伺わなければ、確認しなきゃならない事項だと思っています、内容からいって。それから、同じく再生復興課で環境保全係ですか、そこで取り組んでいる景観保護条例に基づく土地区画形質の変更、これの適用範囲でもありましようが、そういうものの所管の確認ですね、熱海市の盛土の実態でも危険性を認識されていた職員もおられた、そう伺っております。しかし、許可された事業ということで、ついつい野放し状態になったと嘆いている実態があります。

冒頭申し上げました。責任はどこにあるのかということでもあります。大玉村での実態、再確認の必要性、その辺を含めまして、改めてどちらでも結構ですので答弁願います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

責任の所在というところでございますけれども、基本的に現時点におきましては、農地転用等に係る事案につきましては農業委員会がその事業の管理を見届ける、あるいはその後の状況についてということで考えてございます。しかしながら、その部分の技術的な基準等々につきましては、村の開発指導要綱等に係る部分もございまして、必要に応じ建設課、あるいは再生復興課等との連携を含みながら警戒、パトロールなり、点検、指導を行ってみたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） もっともな答弁、部長からいただきました。

先ほど3か所との説明ございましたが、それらも含めまして大玉村での実態、再確認の必要性、これはないのでしょうか。農業委員会、建設課、景観からいわせると再生復興課ですか、その辺それぞれの、再生復興課あたりは今回の国の指針をどういうふうに捉えておられますかね。その辺、確認しておきたいんでありますが。

○議長（菊地利勝） 再生復興課長。

○再生復興課長（伊藤寿夫） 11番議員さんにお答えいたします。

静岡県熱海市の案件に絡んで大玉村の村内の状況、どういうふうに再生復興課のほうで考えているかというご質問だと思いますが、先ほど言ったとおり、自由処分と福島県は、これは建設課のほうに関連するんですが、遅れていると思います。

私たちの案件は、あくまでも福島県が許認可した案件の内容になります。景観保護ではなくて、アジア開発産業採石場跡地処理計画作成に関わる案件で、再生復興課の採石法になればうちのほうになりますので、その中で県の許認可に対して安全性の確保等、強く申入れして、文書でも福島県知事に意見を述べて、住民の理解を説明会等も開いて、理解を得た上で、盛土の技術的なやつも全て県の審査によって実施されると認識しております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 改めて伺いたいんでありますが、例えば景観保護条例に基づく土地区画形質の変更は、これは村独自でやっておられるんじゃないですか。その辺の確認も含めまして、再度答弁願います。

○議長（菊地利勝） 再生復興課長。

○再生復興課長（伊藤寿夫） 11番議員さんに再度お答えいたします。

景観保護審議会の場合は、土地の区画形質の変更、面積1,000平米以上超える場合、こちらのほうにかかります。今回の案件、アジアについてはあくまでも採石場の跡地の跡地処理という流れになりますので、県が採石場を許可しております。それによりまして、最後の跡地処理で土を盛るという内容になりましたので、その土の盛る形状と県のほうで技術的審査、あと意見、あといろいろな内容で、アジア開発さんのほうに改善点を申し上げながら、それに村も安全性、特に土砂災害の安全性を意見として述べております。それも入れてもらった中での跡地処理計画という内容になりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんにお答えいたします。

アジア開発に関しましては、採石事業については許認可権、管理権、監督権は全て県にあります。村には、はっきり言って何の権能もないということです。村はア

ジア開発、もしくは県に対して要望しております。しっかりと地元住民の安心・安全のために説明会を開くこととか、それから下のほうの調整池が小さいからもっと大きくすべきだとか、そういうことで、あと日常的な監視も県が担うことになっておりますが、あそこにあるのは大玉村にあるわけですから、危険防止について村では常に監視をし県のほうに要望する、そして事業者のほうに要求をしていくという立場にありますので、通常の村の関与をする盛土事業とは意を異にして原状回復ということですので、山を削って採石を採って穴を開けたところを埋め戻して、土を入れて盛土をするというのは原状回復の一部として県は認めておりますので、村のほうの景観条例は権能外のもので、新たな村の条例で、これは1,000平米以上だからやめなさいよとかんとかという権能は、これに関してはないということですので、あくまでも県の責任で監視をしていくと。ですから、私はさらなる日常的な監視をしてほしいというようなことで防犯カメラ、業者のほうで設置しているのかな、そういう条件も要求をして監視カメラを置いたり、新たに村のほうでも設置できないかなというふうにも考えたりしているところですので、これについては若干異にするということになろうと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） アジア開発にこだわっておられますが、私アジア開発の盛土が特に問題あるとは考えていないんです。結局、アジア開発はそれなりにそういう指導、監督の下に実施されるのであるから、ある意味で安心しているんであります。

ただ、この景観保護条例に基づく土地区画形質の変更、これはいろんな形で今回の成果報告書でも報告ございます。培土とすることとか、そういうことも全てこれに引っかかっているわけでありまして。だからそういう意味で、景観の変わったものに対して目を光らせる必要はないのかということなんです。結局、それに引っかかっていない、これから述べる質問が一番大きなネックなんですありますが、そういうものに対して単なる意味で景観保護条例の中で盛土とかんとかで景観を変えたものについて、この景観保護条例に基づく土地区画形質の変更、これをチェックする義務はないのかということを担当に伺っているんです。改めて。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

条例上1,000平米についてはということで、これは開発が出た場合には必ず担当のほう、再生復興課のほうに回ってきます。そこで1,000平米以上については全て駄目だということではなくて、形状的に問題があると、それについては景観保護条例等、条例審査会を開いてその中で検討していくという、そこに委員会まで持っていくか持っていないかというのは、個々の事例によります。

年間、一番今多いのは、太陽光発電の景観について審査会を開いている事例が一番多いんですが、それ以外については景観に支障はないと、例えば資材置場とかそういうものについては、開発があっても。ただ、村の場合は役場の中で開発あった場合に

は、必ず教育委員会、受付したところから教育委員会の遺跡がないかとか、それから景観上問題がないかとかということで、関連の部署には全て文書、合議が回りますので、その中で景観の条例関係についても、これについては支障ないとかあるとかというような処理をすることになっておりますので、全ての1,000平米について駄目だというわけではなくて、ほとんどパスしていく事例でございます。

今回の場合にも、これ個別のやつ、まだ言っていないの。この場合は、一例についてはしっかりと平米数をチェックして条件をつけたりなんかして、かなり厳しくそういう点は開発さんについては指導しているという状況でございます。ただ、一時仮置きとかそういう部分については、景観条例の対象外になるという事例もあります。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 丁寧な答弁ありがとうございました。

村長、実態踏まえていない部分もあると思います。住宅開発とかなんかでやっていますが、1,000平米以上になっても細かく分けてやられれば適用のしようがないような状況も生まれている現実もあります。そういうのも考えて、やっぱり景観保護条例というものは、もうちょっと目を光らせるような必要性、私は感じております。個人的なこともあるものですから、場所とかなんか言えないんでありますが。そういうのも、そういう現状もあるということをご理解願いたいと思います。（不規則発言あり）いいですか。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 誤解があると困るのでこの話をしますが、開発の場合には、例えば2個以上開発する場合、土地を買って分割するという場合は個人でやることはできませんので、開発業者がやります。そして、1棟建築して、その後1棟建築して、また1棟建築する、これ違反ですので、宅建法で。ですから、それはぜひ分かったら役場のほうに教えていただいて、しっかりと対応していきたいと思います。これ認めているわけではありませんので、誤解のないように。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） そうということで、言い争ってはなりませんので、共に安心・安全を求めているわけですから。ちょっと質問変えます。

今年は例年にない大雨、豪雨の状況が続きまして、連日危険情報が流れ、全国各地で土石流被害や盛土、宅地の崩落が頻繁に起きております。

私も前々から幾度となくご指摘申し上げている又兵衛地区の事案であります。何度か質問してございます。雨降りのたび点検を続けております。今年はお盆の長雨、盛土による原状変更、この言葉が合うかどうか分からないんですが、原状変更により隣接する村道が川のようになっておりました。そして、最も崩落の危険性が指摘されている箇所に流れ落ちている状況に、愕然としております。排水処理のされていない盛土の状況に、あり得ないと言いたいような恐怖感を感じております。適正な盛土の現場管理、監督責任はどうなっているのかということを改めて伺いたいんでありま

す。

今回、又兵衛地区盛土について、農業委員会が認めた形になっていると伺っております。確認いたしたいんですが、一体何立米の土砂が盛土となっているのか。そして盛土の面積、それから盛土の高さ、そういうものから踏まえて、地下排水設備の必要はないのか。今回、熱海で大変問題になりました。それから、道路境界との排水路設置の必要性、これ義務はないのか、指示はされたのか。

当初、農地改良の許可の延長から盛土の現状になるまで、私の最初の質問から約10年近くの年月がたとうとしております。この間の農業委員会の指摘、指導がどのような内容で、それも含めまして、併せて今の見解を伺いたいんであります。

○議長（菊地利勝） 農業委員会事務局長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

又兵衛山地内の盛土に関する部分でございますけれども、こちらにつきましては、農地の一時転用という形で、農地に対して盛土を行って畑としての有効利用を図るという目的を持って一時転用の許可申請がなされ、これに対して許可をしたものでございます。面積につきましては約8,000平米の農地の部分に対しまして、盛土の概要でございますけれども、3万7,000立米ほどの盛土の計画というふうになってございます。これらにつきましては、指導の経過等につきましては、昨年12月の議会においてもご説明をしたところでございますけれども、現在、早期の事業の終結に向けて個別の指導を行っているところでございまして、現時点で進捗率は約90%というふうに伺っているところでございます。

今回の土石流災害の通知も受けまして、個別に施工業者、こちらを役場のほうに呼びまして、これらについての十分な点検と、それから見回り、対策について指示をしているところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 面積にして8,000平米、そして土砂の量が3万7,000立米、このような状況において私が一番心配しているのは、あくまでも盛土する場合は利用のする観点からであります。地下排水設備、これ義務づけられているはずなんです。これだけの量の盛土をして地下排水されているとは、私認識しておりません。それと、今言いました道路との境界より、道路より高く盛っていれば、排水は、水は全部道路に流れるのは当たり前。8,000平米の水が、例えば50ミリなんて雨降ったら川どころでない、とんでもない状況になるの理解しているはずで、建設課としては、何度もあそこが崩落起きていることも事実だと思います。そういう状況の中で、あれを放っておくことが私は理解できないんであります。私も自分の地元でありますから、毎度、いつも目を光らせて、一般質問も何度もしております。ただ、現実に災害起きてからでは遅いんです。だから、早急な対応をしてほしい。しっかり現状認識を願いたい。そういうことなんですが、改めて。

○議長（菊地利勝） 農業委員会事務局長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、当該箇所の重要性については農業委員会としても十分に認識しているところでございまして、現状、道路に向かって勾配がついているということにつきましても、計画図面からしますと逆の勾配ということになります。計画では、のり面に向かって緩やかな勾配をつけるというふうなことでございますけれども、現時点で見えておりますのは、施工中、のり面のほうに排水することによっての逆の部分もあるのかなというふうなところではございます。しかしながら、施工中のこの周辺の施設、あるいは環境等に影響を及ぼすことがないように、事業期間中に村道等に汚損等が発生した場合には、自らの責任において対処することということで、許可時に条件の指示をしてございます。

これらを踏まえて、現在、道路の路面を経由して水が排水されているというふうな状況でございますので、これにつきましては、先ほど申し上げました面談の際に、直接、例えば現状であれば水路に流すというふうな方法は考えられないか、一番安全な方法について、再度両方で確認をしていきたいということで、これからも指導を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

また、横断溝からの水の流れ、これについて議員のほうから、かなり水がたまるというふうなところでございますけれども、その横断溝につきましては、水が集中するということから二段の構造にしてございます。これらの対策も取ってございますけれども、詰まり、あるいは流れを阻害するようなことがないようにしてまいりたいというふうなことで、この案件につきましては、あくまで許可権限というのは農業委員会でございますので、関係各課と協調しながら、重点的に見てまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

11番議員さん心配するとおり、私も現地を見てまいりましたが、かなり道路のほうに泥水が入って、土のうを積んで横断溝のほうに流していくとの現状でございますが、仮の仮設というふうになりますので、ただいまの部長言ったように、あれを今度のり面のほうに落とすとより崩落を早めてしまうということなんで、村のほうで取りあえずは、当面はああいう形で道路から横断溝に流すという方法を取るしかないのかなという感じは受けておりますが、それは根本的な解決になりませんので、2段、3段にして道路と平らにして、最終的には農業委員会に対する申請は畑にすると、農地にするということですので、それについては崩落の心配、周りに住宅ができてきましたので、最初許可をしたときは状況が変わっているもので、再度、事業者を呼んで、今言われたようなことについては厳しく対応するように指導していきたいというふうに考えています。

しっかりと関係者、これは建設課の関係する開発許可の権能が及ばないんですよ、逆に言うと、一時転用農地ですので。ですから、開発許可による強力な指導というのが、そちらのほうからはできないという事例でもありますので、しっかりと農業委員会中心として役場全体で改善策、対応策について指導していきます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございます。

苦しい答弁になるのは、私自身も理解しております。それを承知の上で質問させていただきます。

これまでも幾度となく一般質問や委員会の質疑で、盛土の状況を問題視して危険性を訴えてまいりました。不適正な盛土、残土処分を防ぐための条例の設置も願ってまいりました。

改めて村長に伺いたいんですが、どのような形にしろ、盛土を許可された当局としてどのように現状で捉えておられるのか、これは今の話で結構です。どのように対処すべきなのか云々でございますが、条例の設置について急務だと思っています。再びこういうことが起きないように、福島県は遅れているんですが、隣の茨城県あたりはとっくに条例が進んでいて、盛土が勝手にできないようになっているんです。大玉はまだその条例の設置するあれはない、県ありません。でも、よそに先駆けて、やっぱり美しい村なんですから、そういうのを早く取り組むべきだと思いますが、考えを。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えをいたします。

盛土規制の条例、これは本来は県がつくるべきだと考えています。県が、福島県全体の盛土についての規制を条例等で実施するのが本来の姿ですが、まだ47都道府県の半分以上しか、県では条例化をしておりませんので。それからあと全国でも4分の1ですかね、条例化をしているということですが。

これは村で条例化する場合には、かなりの技術的な問題です。条例するためには規制になりますので、どういう規制をやっていくかということを条例化するためには、そこに至るまでのどういう技術的なものがあるとか、どういう問題があるとかという、かなり、すぐに対応できる条例でもありませんので、それについては他の自治体の事例等も研究しながら、まずは県のほうに、今月中に知事と懇談する機会がありますので、その辺も話題にしてみたいなと考えています。

本当は自治体ではなくて、地方自治体の県が設置すべきだというふうには考えておりますので、その辺も含めて技術的な面も含めて検討してまいります。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 近頃の地球の温暖化、あれも要因といわれますが、近ごろの日本、まさに災害列島であります。気象庁も、それから国土交通省も、精いっぱい危機感

とか注意喚起をされておられますが、それでも被害は発生してしまいます。災害予防、大玉村は、大玉村地域防災計画、立派な計画が立てられました。改めて昨今の、またこの夏の気象状況などを経験して、計画の重要性、再認識したところであります。改めて条例の制定、公共工事との兼ね合いもありまして、煩わしい事務作業かもしれませんが、防災の観点からも、ぜひとも検討願っておきます。

今回の質問は、政治の介入の必要性、これを特に感じた2つの事案について取り上げました。議会として、大玉村村民の暮らしの安心・安全のため、この2つの事案の不安解消が急務と捉えて、私は取り組みました。村長3期目に向けての公約、暮らしの安心・安全の確保、これしっかり取り組まれることを願ひまして、私の質問は終わります。

ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、11番押山義則君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前11時20分といたします。

これより、次の一般質問の所管する課長の入退席を認めます。

（午前11時05分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午前11時20分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 2番渡邊啓子君より通告があります「消防水利の現状は」ほか1件の質問を許します。2番。

○2番（渡邊啓子） 2番渡邊啓子です。議長の許可をいただきましたので、さきに通告してあります2件について一般質問を行います。

初めに、消防水利の現状について伺います。

本村は人口が増加しており、特に近年は村内各地に住宅やアパートが増えつつある状況にあります。先日の村長の所信表明でも「本村は東日本大震災後、一時的に人口が減少しましたが、子育て支援をはじめとする長年にわたる人口増加対策により、国勢調査では45年間続けて人口が増加してまいりました。また、令和2年の国勢調査におきましては、人口増加率、世帯増加率ともに県内一となりました。」と述べられました。

地域によっては、住宅が密集しているところもございます。いざ火災が発生した場合に、消火栓や防火水槽などの消防水利は十分足りているのかどうかを確認する意味で、次の質問をいたします。

消防水利にはいろいろな種類がありますが、消火栓や防火水槽の設置基準と本村の現在の設置数を伺います。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 2番議員さんにお答えをいたします。

消防庁が定める消防水利の設置基準、これによりますと、消火栓をはじめ防火水槽

等の消防水利は、防火対象物から140メートル以内に配置するものとされており
ます。また、村内に設置されている消火栓につきましては、地下式、地上式を合わせ
まして384器、防火水槽につきましては62か所に設置されております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） 消火栓が384器、防火水槽が62か所とのことでした。

村内各地に住宅やアパートが増えておりますが、現在の消防水利で、火災発生時に
十分な対応は可能なのでしょうか。消火栓等の増設の計画はあるのかどうかを伺いま
す。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 2番議員さんに、再度お答えいたします。

村内の宅地化が進んでいる地域につきましても、おおむね先ほど申し上げました設
置基準内に、消火栓などの消防水利が配置されております。火災時には十分対応でき
るものも考えております。また、可搬ポンプなどで中継することにより、多少距離の
ある水利からも十分放水が可能となっております。消火栓などの増設につきましては、
現在具体的な計画は策定しておりませんが、現状を調査しながら適切な消火活動が行
えるよう検討してまいります。

以上です。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） 現在の消防水利で設置基準は満たしているので、十分対応はでき
るとのお答えでした。

近年、住宅が増えているが消火栓が必要なところがあるのではないかとの声があり
ましたので、この質問をするに当たり、担当課から消防水利が記載してある地図のコ
ピーをいただきまして、地元を中心にではありますが、実際に消火栓や防火水槽の場
所を確認して歩いてみました。

そこで感じたことですが、まずこの地図は古いです。地図に掲載されていない住宅
が多数あります。10年、20年、30年前くらいに建てられた住宅も載っておりま
せん。消火栓の記載漏れも、4区だけで3か所ほどございました。

特に、大玉中学校周辺には住宅が増えております。アパートを除いて、的場組は現
在35世帯となり、総合福祉センターさくら周辺には16世帯のさくら組が新たにで
きました。この地区は住宅が密集しており、もしも火災が発生した場合に延焼のおそ
れも考えられます。当該地域は、百日川からも比較的近いと言えますが、一番近い消
火栓は、中学校の裏にある消火栓です。直線距離では基準を満たしていても、現場の
状況を見ますと、住宅を横切っていくことは困難だと思いますし、入り組んだところ
までは約300メートルあります。火災発生時には、初期消火が非常に大事になって
くると思います。近いところに消火栓があるにこしたことはありません。

村内には、大山地区、玉井地区、それぞれ住宅やアパートが増えているところがあ
ると思いますので、まず地図を現状に即したものに更新するなどの見直しをした上で、

消防水利が適切に設置されているか確認する必要があると考えます。その点についての考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 2 番議員さんに再度お答えをいたします。

議員さんおっしゃるとおり、現在の水利位置地図につきましては、村の管内図に消火栓などそういったものを手書きで落とした紙ベースのものとなっております。地図自体は、作成したその当時のままという形になっております。消火栓の新設、それから道路の形状などが変更になった際には、都度手書きで書き加えているような状況でございます、あくまでも水利の位置を把握できればということで運用をしておりますところでございます。

住宅が増え、年々集落の形状が変化してしている地域もございますので、現状に合った形の地図に見直すことも、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 2 番。

○2 番（渡邊啓子） 地図は、担当課で手書きで作成したとのことで、ゼンリンとかヤフーの地図を持ってきたものではないそうだとすることを、昨日伺いました。地図の更新は、せめて10年に1回くらいは行ったほうがよいのではないのでしょうか。地図は、消火栓の設置箇所を確認するためのものなのではないのでしょうか、実際の状況とかけ離れたものであってはならないと思います。建設課と連携して、新しく住宅が建った場合は、その都度、地図上に記載するようにしてはいかがでしょうか。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 2 番議員さんにお答えをいたします。

やはり現状に合ったような形で、今後、おっしゃられたように、建設課と連携取りながら見直しを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 2 番。

○2 番（渡邊啓子） 何らかの改善策を検討していただければと思います。

次に、消防水利施設等の維持管理は、どのように行っているのかを伺います。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 2 番議員さんにお答えいたします。

消防法では、消防に必要な水利は市町村が設置し、維持管理するものとされてございます。施設の修繕などは村で行っておりますが、定期的に地元消防団や消防署による施設の点検、地域によっては施設消防や地元の皆さんにご協力いただきながら防火水槽の泥払いなども行っている状況でございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 2 番。

○2 番（渡邊啓子） 消防団の皆様には、本当に感謝するばかりです。消防署による施設点検や地域の方による見守りもしていただいているということです、安心してし

ました。

防火水槽に関してですが、堆積物の清掃など維持管理が大変だと思います。今後も現状維持でいく考えなのかどうかを伺います。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 防火水槽の管理につきましては、やはり地元の消防団、分団、または地元の住民の方にご協力いただくような形で今後も進めてまいりたいと思います。施設の修繕関係につきましては、村で責任を持って修繕施工をしてまいりたいという考えでございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 2 番。

○2 番（渡邊啓子） 住民の安心・安全な暮らしを守るために、現状の調査、確認をしていただくことを再度お願いしまして、2 つ目の質問に移ります。

情報化社会を生きる子どもたちに必要な学びについて、質問させていただきます。

インターネットやSNSが普及した現代は、誰もがいつでも簡単に情報を入手できるようになり、また簡単に発信する側になることもできるようになりました。一方、様々な情報に接する機会が増え、情報の真偽を見極めることが難しくなったと言えます。また、小中学校の授業にも、1 人 1 台のタブレット端末が導入されました。今後はますます情報に触れる機会が増えていくと思われます。

情報化社会を生きる子どもたちにとって、早い段階から情報を正しく読み解き、適切に活用する力（メディアリテラシー）を身につけることが必要なのではないのでしょうか。

パソコンやスマートフォンの普及により、インターネット活用の低年齢化が進んでおります。情報をうのみにすることなく正しく読み、自分の頭で考えて判断し、適切に活用する力を養うには、小学生のうちからメディアリテラシー教育に力を入れることが必要だと思います。

学校での現状と、メディアリテラシー教育についての考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） 2 番議員さんにお答えいたします。

議員さんご指摘のとおり、その必要性、ますます高まってきているなと思ってます。その中のベースになるのが、言語能力というんですかね、言葉を正しく理解して表現していくというか、そういったことがベースになってくるのかと思っています。これにつきましては、国語科の教育国語科ってあるんですけども、その中に、国語を正確に理解し適切に表現する力を育成すること、それからまた、伝え合う力を育成すること、これは先ほど申し上げましたように、メディアリテラシーの基礎になるものだというふうに思っていますので、ここを一層大事にしていきたいと、そんなふうに思っております。

それから、各教科等々、総合の学習等々含めて、1 人 1 台配置になりましたタブレット端末、そういったものを活用して、これから様々な教育活動をしていくことにな

るわけですが、そのときに子どもの立場に立ったとき大事なものは、その情報をメディアを使っていかに収集するかという、そういう力、あるいはそういったもの、それから今度は、収集したデータ、メディアのデータをどういうふうにして自分なりにそれを整理していくかという力、今度はそれをいかに発信していくかという、そういう力に大きく分けられるのかなと、こんなふうに思っております。そういったことをこれからさらに進めていきたいと、そんなふうに思っております。

それからご指摘にありましたように、低年齢化というようなことが指摘されております。県の校長会等でも実態調査をやったんですけれども、非常に低年齢化が進んでいるという状況にありますので、これから今、これから情報教育さらに進めていきたいと思っておりますけれども、そういったことを具体的な活動を通して、子どもたちに考えさせていくというようなこと、こんなことをしながら、もう一つ大事な視点が、情報モラルをどうするかというようなことが非常に大事になってくると思っておりますので、そんなことと併せながら指導を強めていきたいなと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 2 番。

○2 番（渡邊啓子） 学力には目に見える学力と見えない学力があると言われておりますが、メディアリテラシーは見えない学力の基礎になるものだと思います。テストの点数で測れるものではございませんし、国語科が大事ということでした。が、点数で測れるものではないところが難しいところではあります。情報モラルも含めてそれぞれの具体的に、それぞれの活動に取り入れていくとのお言葉でした。

総合的な学習の時間に、前に、大玉村未来へ向かってのプレゼンテーションを見学させていただきましたが、そのときは本当に、今の子どもたちは、小学生でもインターネットで自分で情報を収集して適切に発表する力もあることに驚かされました。メディアに流されない子どもを育てるには、学校だけではなく、家庭でも日常生活の中で情報との付き合い方を教える必要があると思います。

子どもは、中学、高校と年齢が高くなるにつれて、家族との会話が少なくなる傾向があるのではないのでしょうか。やはり、小学生のうちからメディアリテラシーの基礎となる部分を育てていくことが重要だと考えます。保護者がこれは駄目、あれは駄目と一方的に判断して従わせるのではなく、理由を説明して一緒に考えることが必要だと思います。また、新聞やテレビなどから子どもに身近な話題を取り上げて、親子で話し合うなどを心がけることで、少しずつ自分で考えて判断する力が身についていくと思われます。教育長の考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） 2 番議員さんにお答えいたします。

先ほど議員さんの言葉の中に、見える学力見えない学力の話がありましたけれども、その見えない学力の部分が非常に大事だろうというふうに思っております。様々なテスト、国の調査、県の調査とあって、それを集計しているんですけれども、その中で

見える学力の結果もさることながら、その見えない学力がこういった状況にあるのかというように、今担当のほうで、あるいは各学校のほうで、つぶさに今、分析してもらっていますので、そういったことの結果を踏まえながら、これからの教育、それは教科の学習だけじゃなくて、まさに総合の学習であったり、道徳の学習であったり、特別活動の学習であったり、そういった中で培っていく必要があると思いますので、そんなことを大事にしていきたいなと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 2 番。

○2 番（渡邊啓子） 現在、各学校で分析しているところということでございました。今後に生かしていけると思います。

大変難しいことではございますが、学校と家庭の連携により、情報に振り回されることなく、情報化社会を生きていく子どもたちに必要な力が育まれることを願いまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、2 番渡邊啓子君の一般質問を打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は午後 1 時 3 0 分といたします。

これより、次の一般質問の所管する課長の入退席を認めます。

（午前 1 1 時 4 0 分）

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午後 1 時 3 0 分）

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 3 番菊地厚德君より通告がありました「水田は遊水地として考えよう」ほか 1 件の質問を許します。3 番。

○3 番（菊地厚德） 失礼いたします。ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に基づきまして質問をさせていただきます。3 番議員、菊地厚德です。よろしくお願い致します。

今回、質問の流れの中で私、今までは環境や農業ということで質問をさせていただいてまいりましたが、今回もその意味で農業問題、環境問題という点から考えさせていただきました。その意味で、今回は身近なところで、皆さんも質問されていたように、自然災害は本当に甚大なものがあるんですけれども、それをどのようにして我々が捉えて、それを乗り越えるというのは難しいのかもしれませんが、自然とどのように関わっていくかという、そういう取組と観点から、いろいろ質問を考えさせていただきました。

それでは、質問させていただきます。

水田は遊水地として考えようということで、今回私、大玉村は水田地帯ですので、自分の経験的なものというところになってしまいうんですけれども、そこからこういうことはどうだろうかということで質問を立てさせていただきました。ぜひ、ご検討い

ただければありがたく存じます。

大玉村には、安達太良川、百日川、杉田川と県管理の3河川が流れております。昭和40年代ですけれども、私、小学生の頃になりますけれども、その頃、高速道路の開通工事に伴いまして大規模な水田の構造改善が進められて、水路もきれいに整えられて、我々が小さいときの道路やそういうものは本当にきれいに整備されて、昔の思い出という、やっぱり道路沿いの小川とかそういうもので自分たちの昔を思い出すということになるんですけれども。

今回の令和元年東日本台風では、実際には安達太良川の堤防の決壊、本宮市になりますけれども、安達太良川の河口付近の地域に非常に、甚大な被害をもたらしました。これは新聞報道ということなんですけれども、国土交通省は阿武隈川への治水対策として、今年1月、玉川村それから鏡石、矢吹町の3か所に、2028年ということなんですけれども、遊水地を設けるという計画を発表しております。水田を遊水地として考えた、その現実的な地域防災の計画を提言するというふうに、ちょっと大上段に構えてみたんですけれども、現実的な問題としてどうなるかということ、ぜひともご意見も含めて皆様のお声を聴かせていただきたいと思いますと思いまして、質問させていただきます。

1番目にまいります。河川のしゅんせつ工事は、計画的に毎年県に要請しているという説明は、以前質問させていただいたところで受けましたが、しゅんせつ工事以外に村で考えることができる集中豪雨の水害、それに対する対策はどのような形で考えられるかということで、ぜひ一つお願いいたします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 3番議員さんにお答えをいたします。

近年の気候変動による降水量の増大、あるいは水害の激甚頻発化、こういった現在、あるいは今後懸念される水災害のリスクに備えるためには、今のような河川管理者等が行って取り組むハード型の対策だけではなくて、流域に関わる関係者が一体となってあらゆる場所でハード、ソフト対策に取り組む、いわゆる流域治水と呼ばれる方式への転換が必要になってまいります。氾濫をできるだけ防ぐためには、まず第1点目には、今まででも行ってきましたように流すという対策、川にいかに効率的に流すかというふうな対策が必要であり、このためには河道の掘削による断面を確保して、本村におけます県管理の3河川についても、これら順次作業に当たっているところでございます。

次に、重要なことといたしましては、先ほどの流域治水の考え方の下、ための対策を実効性をどう高めていくかということになるかと思えます。具体的には、本村に所在します三ツ森溜池の洪水調節機能、さらには水田の持つ多面的機能の活用、防災重点溜池の利水活用、こういったことを図ることが流域治水に寄与するものというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚德）　ありがとうございました。

今、重要なところで、川の掘削であるとか、それから今ためるとおっしゃいましたが、遊水地という考え方、それから水田、ため池も含めた防災基地という形で考えられているということなんですけれども、ぜひとも、この中でため池もあります。それで三ツ森池の堤防もごさいます。その機能というのは、確かにあれだけ見ていただくと本当に大きなもので、震災のときに非常に被害も被りましたけれども、あのダム機能と力というのは本当に大変なものだと思います。それプラス、どのくらいの現状の効果とかそういうものがあるか、私は計り知れないところではありますけれども。

ちょっとデータによりますと、これは東京大学の技術生産研究所というところと宇宙航空研究所というところが、JAXAですね、地球観測研究センターというのがあるそうですけれども、そこで今年の6月に研究成果として天気や気象やなんかと併せてToday's Earthというのを日本版でToday's Japanということで、その気象の内容について、降雨量とそれから数値の気象データを入力して、例えば河川の氾濫であるとか、土砂崩れはこういう状況になると、その予想が今回東日本台風を対象にして検証されたということでデータがごさいます。この台風では、全国で142か所の堤防決壊があったそうなんですけれども、このシステムに合わせますと130か所について危険だということで警報を出したそうなんですけれども、ここのこのToday's Japanの精度で申し上げますと、90%を超える精度を持つことが分かったそうのごさいます。また、実際に決壊した時刻などを把握しますと、30分程度のところで大体そういう予想を出しているそうですけれども、検証したそのアラートのところで80か所ほどのところについて検証したところでは、平均、具体的には32時間前だそうですけれども、そこにアラートが出てどうなるのかという予想、それに対して空振りもあったということなんですけれども、この空振りというのは、つまり決壊しなかったということなんです。なぜかということを検証したところによると、例えば川、長いですと途中で決壊しますと水位が下がるということで、結果としてはその遊水地を造ったような状況で、本来これ90%の精度ということで、決壊しなかったというのがその状態だということなんですけれども、つまり国土交通省が出しているような形で遊水地を造るのが、本当の意味で基本的な対応の仕方であるというのは理解できるところだと思うんですけれども。

今回、いろいろ話はあるんですが、2番目として、一応方法としてもう一つ伺いたかったのが、この3河川に集中する降雨量を緩やかにする管理方法、今話の中では具体的にいろいろあるようなんですけれども、今村で考えているという状況では、具体的にはどんなものでしょうか。

よろしく願いいたします。

○議長（菊地利勝）　産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕）　3番議員さんにお答えをいたします。

河川に集中する降雨量、いわゆる流量を緩やかにするためにはというご質問でござ

ございますけれども、先ほどのご質問にも答弁いたしました、ためる実効性をどう高めていくかということが重要であるというふうに考えてございます。本村における取組の方向性として、先ほど申し上げた3点についてももう少し詳細にご説明を申し上げたいと存じます。

1点目は、大玉土地改良区が管理いたします三ツ森溜池の洪水調節機能でございます。令和2年5月に、阿武隈川上流にございます13基のダムの関係機関、これらで洪水調節機能の強化に向けて、阿武隈川水系治水協定を締結いたしました。三ツ森溜池につきましては水位が低下する、いわゆる水田に水が不要となる期間であります9月1日から10月31日まで、ダムの空き容量を約34万トン確保いたしまして、この期間における洪水調節に役割を果たすというふうなものでございます。

2点目といたしましては、田んぼの持つ多面的機能、いわゆる田んぼの持つ雨水をためる機能をどう進めていくかということでございます。現在、多面的機能の交付金事業によりまして、約300ヘクタールの圃場に排水ますが設置されてございます。これらに洪水調節機能つきの堰板を設置することによって、こういった水位調節が容易になってくるというふうに考えられます。こういった取組を、引き続き拡大実施してまいりたいというふうなものでございます。

3点目は、ため池の治水機能を、活用を図るために防水重点ため池を保全していくというふうなものでございます。これらについて、国・県の補助金等も活用しながら、防災重点ため池の保全に向けて改修等を進めてまいりたいと、以上3点を、村が行う取組の方向性ということで考えているところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚德） ありがとうございます。

今、細かく具体的に話していただきまして、すごく理解しやすいです。

一番、その三ツ森溜池、確かに今の時期、水がありませんで、かなりの水量があっても大丈夫だなという思いはあります。私この田んぼの湛水ということにすごく思いましたが、去年なんです、去年の7月にいつとき本当に自動車学校から向こう降っていないのに大玉だけ降っているということがあります。本当に馬の背を分けるという状況もそうなんですけれども、その7月もそうだったんですが、バケツの中の状況で1時間50ミリという二本松の話があったんですけれども、そうではなくて、私の見た限りではもうちょっと降っているなという状況があったんですけれども、その7月のときというのはちょうど水口を切って中干しの時期だったんですね。それで、水口なんか見たんですけれども、本当にどの田んぼも何かきれいにそろってまして、あっこれはと思った、私はちょうど点検というか見に行ったのは杉田川のほうだったんですけれども、結構な水量が流れ込んでおりまして、時間の経過とともに、かなりそういうところではこれは大変なんだなと思ったんですけれども、水量的にそれほど影響されることはなかったのかもしれないけれども、これはタイミングもあるんですが、7月というところ、それからタイミング的には、これは人間の人為的に合わ

せるとかA Iを使って管理するとか、管理できないから危機なのかもしれませんけれども、そういう状況じゃない何か、そこを除いて今回の東日本の水害の場合には10月ということで、水田の刈り入れ時が終わったという状態でもありましたので、またそのいろいろな方法が、今、部長さんが言ってくださったような体制で考えていくというのは、現実的にはあると思うんですが。

その現実を踏まえた上で、私3番目に、私、こちらに戻ってきたときに水田、素人ではあったんですが、これもインターネットのおかげなんですけれども、最初に水田をやり始めて1年目だったときに、郡山に白鳥の来る田んぼという形で、水田に水を湛水するというのがありまして、私、お金もそうですけれども、耕運機を運転したりとか、そういうことはなんか大変だなという状況もありましたので、訪ねてお話を伺いましたら、こういう形の技術なんだということで具体的に教えていただきまして、その次の年から田んぼを借り受けまして、冬期湛水という形で、たまたまですけれどもセットで3セットございました。耕さないもともと作っていた田んぼと、横に休耕田という形で、そういう田んぼが場所もたがえまして、仲江のほうとそれから仲北のほうと、それから自分の家の近くというところで3か所得ることができたんですけれども、そういう意味では今3番目に掲げさせていただいて、ちょっと読ませていただきます。

3番目、令和元年のその東日本台風では、農地への土砂の流入とか、それから農地からの越水と、それから稲わらがばあっと固まって流れたという話がありまして、やっぱりもう刈り取りも終わりました、水口を切って乾燥させて耕している方、それから水田のわらを焼いている方いらっしゃると思うんですけれども、そういう方々の場合について、じゃあ、どういうふうに考えられるかということで、私の体験というか経験なんですけれども、このところ、水田の冬期湛水というふうな表現をされているようなんですけれども、この経験から水口大体10センチぐらいなんですけれども、10センチで稲わらが湛水しますと、大体上がってくると、稲わらに引っかかって結構流れません。流れずにそのままいるんですね。それでさらに、その後もこの後でもいくんですけれども、それを最初の段階から稲刈りが終わって冬期湛水という形になると、ひたひたでやってもいいんですけれども、稲わらはある程度、10月まだ暖かいので分解が進むと重くなって、そうすると、そうそう深くしても稲わらがあまり浮いてこなくなります、量的にも。

それから今、非常にたくさんいろいろな管理の方がいらっしゃるの、稲わらが多いということで稲を焼いてしまうという方法も取られている方がいるんです。それと秋口で、秋耕という形で稲を中に攪拌して堆肥化するという方法もおありになるんですけれども、その方法を取った場合には、もう耕した、それから稲わらを焼いてしまったという状況でしたら、もう水口を10センチではなくて、ぐわんと上げますと、本当の意味のダムになります。その状況ですと、これは例えば10月18日の東日本の水害を想定して、そのときだったらということでいうと、皆さんで例えば刈り取った、燃やした、終わった、その300ヘクタールの土地で、それを水のところを水口

で操作するというのもそうなんですけれども、大玉村は伺ったところでは、いろいろな管理のところでは500、600と田んぼはあるそうですけれども、水田、上のほうにまいますと、安達太良山のほうにまいますと、休んでいる田んぼやなんかもあるんですけれども、あれはもうそのまま三ツ森ダムとは関係しないのかもしれませんが、そのまま水口をその三ツ森ダムと同じ時期に上げておいていただきますと、もうダムになります。300ヘクタールもあると思いますけれども、あの辺から流れ出る水量というのは、田んぼは水面、平面ですから、その雨の降る量というのはそのまま田んぼだと計算できます。計算しやすいところになると思うんですけれども、そういう形でやれたら非常に有効なのではないかと。

短期間で天気予報もこれだけ精度が上がっておりますので、皆さんに協力していただいて、稲わらを焼いた、はい、水口閉める、耕した、水口閉めるという形で、もうその面積の部分はその300ヘクタールとどういう関わりになるかちょっと分かりませんが、かなりの保水効果、ためるという効果があるのではないかと考えられますが、どうでしょう。具体的にこういう形で、本当になるかどうかというのは疑問なんですけれども、そろえてそんなことできるかというのと、時期もそうですし、あれなんですけれども、やってみる可能性としてはいかがでしょうか。ぜひ、村長、よろしく願いいたします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 3番議員さんにお答えをいたします。

議員ご指摘の水田の持つ雨水貯留機能でございますけれども、大雨の際に水田の排水口を閉めることによって一時的に雨水を水田に取り込みまして、これをためることによって河川の氾濫、あるいはそれに伴う土砂災害を減らすというふうな狙いがございまして、これは水田の治水機能、田んぼダムとしての活用でありまして、防災への活用法として注目されてきているところでございます。

本村におきましては、今年度から多面的機能支払交付金事業の広域化によりまして、全村でその取組を始めたところでございますが、この事業の加算項目の中に、水田の雨水貯留機能強化というものがございまして、先ほど申し上げました今まで対策を進めてきました約300ヘクタール、これに加えて、水田にますを設置する事業も進めていけるということでございますので、まずこれらの機能を高めていくということ、進めてまいりたいというふうに考えてございます。

その上で、議員ご指摘の秋になればということでもありますけれども、それぞれの水田の管理の方法等ありますので、今一律にこうして全て閉じてということ、あるいは冬期湛水というのもの、一時期、白鳥の飛来、野鳥の飛来によりまして鳥インフルエンザの蔓延への懸念というふうなことも懸念が指摘されまして、現在環境に配慮した農法としての加算を見合わせているような状況でございますので、例えば田んぼの持つこの田んぼダム機能としてのますの設置、これを進めながら、農家のご理解をいただきながら、一時的に留め板を設置する、あるいは水が長期間滞留しないような現在穴の開いた留め板、そういったものも開発されているようでございますので、これ

らも含めて進めていければというふうに考えてございます。

いずれにいたしましても、田んぼダムの活用というふうなことでございますけれども、遊水地というよりは本村にとっては重要な生産基盤でございますので、これに伴う例えば畦畔の崩落であったりだとか、農地災害の増大、これらにつながるようではまた本末転倒でありますので、これら十分バランスを取りながら見ていきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 3 番。

○3 番（菊地厚德） ありがとうございます。

今、お話しいただいたように畦畔の崩落ということなんですけれども、鳥インフルエンザ、本当にご指摘のとおりの問題があると思うんですけれども、どのぐらいの時期になるかというのも含めてですけれども、白鳥が飛来するのが正確にはどのぐらいの時期かというの、私もちょっと想像しかねるんですけれども、結構遅い時期にやってくるのではないかという認識があるんですけれども。

それと畦畔崩落ということなんですけれども、私、冬期湛水させていただいて、草刈りはなるべく草が生えた状態で、これは皆さん篤農家の方は実践されていることなんですけれども、なるべく草が生えた状況で畦畔を草刈りして、草で強化していくという形で田んぼは強化していくということで、結構草があるということは、水をストレートに受けないということで、逆に言いますと、土がそのままあらわになっているということ、これは外国やなんか、例えば今回いろいろな状況をしておりますけれども、表土が草が生えなくなったという状況は、表土が洗い流されるのがもう助長されて、どんどんスピードが増します。この間の大雨もそうですけれども、自分の自宅の近くもそうですけれども、砂利を敷いた後、砂利があればいいんですけれども、砂利も大水で流れてしまった、その後、土があらわになると、下のまたちょっと深いところの砂利が出るまで表土が流れます。これは、そういう意味では、とっても着目しなくちゃいけない点だと思われれます。

今おっしゃってくださったとおりのポイントありますけれども、期間が限定であるということを考えていただくとどうでしょうか。そういう意味では、白鳥やなんかどんなものでしょうか、その期間。それから畦畔の崩落、田んぼやなんかを除草剤で例えばやって、ある意味でもっと簡単な作業という形も考えられますけれども、現実的に時間としてはどうなんでしょうか。例えば白鳥の飛来、私も郡山のほうで拝見したときに、白鳥が踏み荒らして畦畔がなくなってしまうような状況は拝見したんですけれども、あれは結構時期的に言うと寒い時期になってからのことで、大雨ということに関して言いますと、雷雨も降るかもしれませんけれども、結構時期的なもの、短期間というか、ある程度定まったところでいうと、三ツ森ダムですと10月31日というお考えのようなんですけれども、その辺では結構有効ではないかと、鳥インフルエンザ、もちろん考えなくてはいけないところでもありますけれども、いかがなものでしょ

うか。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 3 番議員さんに再度お答えをいたします。

先ほど答弁をさせていただきましたけれども、村といたしましては、圃場へのますの設置によります、水をためる行為が比較的容易にできるというふうなことが、1 点ポイントに挙げられるかと思います。

したがって、今ほどおっしゃられたような白鳥が来るような時期までのということではなくて、現実的に考えられるのは、農家さんに先ほどの三ツ森溜池の時期と同様に、その頃までに大雨が予想される場合には、堰板、留め板を留めてください、そういうふうな呼びかけというのは可能なんではないのかなと思っています。これもあくまである程度水田のますの設置が進んでからということにはなりますけれども、そういった対策は可能なんではないかと思っています。冬期湛水その他に関しましては、これは個々の農家さんの管理の手法というものもございますので、これらについては一概に冬期、冬の間、水をためてくださいというのは、当然、春先の作業の状況にも関わってまいりますので、これらについては一概にお願いをできるということではないのかなというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 3 番。

○3 番（菊地厚徳） ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、湛水することに関しますと、私、何で湛水ができたかという、11 区の辺りはもう水路でいうと水が一番流れるところで、実は実験した田んぼ、みんな自分の家の近くと一番水路の終わりのほうだったんで、どなたにも迷惑がかからないという好条件の下でできておりましたので、全然そういうところでは問題はなかったんですけれども、確かに次、耕そうと思っている方とかいろいろ準備がとおりになるので、その辺のところは今300ヘクタールというような具体的な数字で可能な数字だというふうに私も理解させていただくことができるんですけれども、ただその期間を考えると、またいろいろな状況で考えられるようなことがございましたら、ぜひとも再考していただくような状況を見ていただければ、是非ありがたいかと存じます。

それでは、4 番目質問させていただきます。

時間があれなんですけれども、P L A N T－5 ですね、福井県に本社があるというようにここに書かせていただきましたけれども、実は私 P L A N T－5 で買物するだけではなくて、洗濯やなんかをさせていただいて、洗濯屋さん、P L A N T－5 のちょうど南の南東にあるんですけれども、もう日が長くなりましたけれども、夏場など、ろああ夕日がきれいだと思ってカメラを向けましたら、P L A N T－5 のところを越えて今夕日が沈むところだったんですけれども、その沈む南側の三角屋根が、左側が和尚山というんでしょうか、もう一つが安達太良山でその間にきれいに並んで連山の

ようになっていて、後ろに夕日があるので三角屋根が屋根じゃなくて山のように見えて、すごいと思って感動したのが一つきっかけでしたんですけども、大玉村には景観条例というのがあるそうなんですけれども、そのことも含めてのことなんだなと思ってすごく自分の中で意識するようになりまして、福井県には福井県立大学というのがありまして、そこの教授の進士先生という方が、環境とそれから食と農業ということについて実践できることということではいろいろご著書を出されているんですけども、これから環境と食をつなぐという状況で実践できることはどんなことがあるかといったときに、こんな結論を出しておりました。今までやっていること、機械化する工業化するというのは細分化していくことで、理科系だ文系だというんじゃないくて大本を考えてみると、じゃあ、農家はなんだったのかということと百姓です。百姓ってどういうことかということ百のかばねでいろいろやるよと、いろいろできるぜというそういうことなんだそうです。ですから、そのいろいろなことを実は総合的に考えるというところで……

○議長（菊地利勝） 3 番さん。

○3 番（菊地厚德） （不規則発言あり）そうですか。実践するということであるそうなんですけれども、ぜひその基本的な考え、見ていただければということで、この P L A N T－5 の自然を残した防災とその環境についてということで、そこから関連になりましたけれども、その福井の方の福井大学の進士先生のお考えで、その歴史と伝統、福井キャンパスを福井キャンパスではなくて永平寺キャンパスと呼びたいんだという、その言い方もまた私の心に残ったんですけれども、ぜひともそのお考えの下で、これからの大玉村は自然がいっぱいのようにですが、あっという間に都会化されたり住宅という状況になると、どんどんあっという間でございます。私東京に行きましたけれども、何にもなかった土手に屋根だけで歩くと本当に……（不規則発言あり）そういう形でまちづくりという、それから自然と共生する共存共栄という考え方でぜひともお話いただければ、社会とそれから地域とそれから環境と自然の共生ということでぜひお話伺えればありがたく存じます。よろしくお願いします。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 3 番議員さんにお答えをいたします。

私も福井の P L A N T には行ってまいりましたが、田んぼの真ん中にガソリンスタンドがあって、その道路の反対側に P L A N T－2 でしたかね、あそこはね、あるという、本当に田んぼの真ん中にぽつんとある不思議な感じもしましたがけれども、大玉村の場合には、既にもう自然と居住地の中に田んぼも畑も混在しておりますし、ただ、今一番心配しているのは、いぐねが切られているということです。大玉村の自慢の景観の中にはいぐねの景観というのがありますので、その辺については保全に向けて何か手を打たなきゃいけないなというふうには考えておりますが、今言われたような自然と居住と共存というんですかね、それは今の田んぼにはある程度保たれているだろうというふうには考えていますし、それを保つために景観保全条例とか、太陽光との条例とか、日本で最も美しい村連合に加盟するとかということで、福井の例が出ま

したが、大玉村はそれにも勝った政策が現実的には行われているのではないかと、そして村民の協力でそれが保たれつつあるというふうに考えておりますので、これはこれから進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 3 番。

○3 番（菊地厚德） ありがとうございます。

すみません。なんか突然3 番の話に振ってしまいましたけれども、具体的なところ、今、村長がお話ししたところで村としてのいぐねの保存であるとか現実的な問題で、結局それを保全するのも、じゃ。農家の方といっても、今人口比でいっても本当に5 %に満たないぐらいの人口になっております。それですから、その地域の保全という形でいろいろな工夫がされていると思うんですけれども、じゃあ、具体的にその太陽光ってどんな影響があるのかということで、実は1 番、2 番という形で順番が前後いたしましたけれども、具体的な内容を考えて、そこを踏まえて、また一言でも二言でもお話しただければ、村長にいただければありがたいと思うんですけれども。

1 番目、太陽光発電設備と自然環境保全との調和に関する条例ということで、令和元年1 2月1 6日に施行されたというふうに書かれております。今、村長お話ししていただきましたけれども、現在村に設置されている住宅以外の太陽光発電という設備は、一体どのくらいあるのか具体的に、よろしかったらお願いします。

○議長（菊地利勝） 再生復興課長。

○再生復興課長（伊藤寿夫） 3 番議員さんにお答えいたします。

本村においては、大規模、総出力1, 0 0 0キロワット以上が全4 件で、玉井北上台発電所、総出力1, 5 2 7. 7キロワット、商業施設の屋上、総出力1, 6 5 7キロワット、玉井字馬場平地内、総出力1, 3 1 6キロワット、玉井字行人屋敷地内、総出力1, 1 0 8. 8キロワット、中規模、総出力1, 0 0 0キロワット以下になりますが、全2 件になります。玉井字小高倉地内、総出力9 1 2キロワット、玉井字馬場平地内、総出力8 3 1キロワットの2 件になります。

以上です。

○議長（菊地利勝） 3 番。

○3 番（菊地厚德） ありがとうございます。

具体的な数字、拝見させていただき、え、結構あるなと思いましたけれども、私も少し、あちこち拝見させていただいた中で、こんなに件数があるのかという思いもありますけれども。

もう一つ、それでは今、具体的にいただいたところで、2 番目の村には太陽光発電設備と、それから蓄電池の補助という話もあるんですけれども、そのことについて、ここ3 年間の補助実績ということで数字だけ、まず具体的にお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（菊地利勝） 再生復興課長。

○再生復興課長（伊藤寿夫） 3 番議員さんにお答えいたします。

太陽光発電蓄電池設備補助、ここ３年間の補助実績を伺うということですが、太陽光発電設備については平成３０年度の実績が１６件、総出力７８．５９キロワット、令和元年の実績が２０件です。総出力１２９．４７キロワット。令和２年度の実績、２４件、総出力１４５．３キロワットとなっております。

続きまして、蓄電池設備補助につきましては、蓄電池補助は令和２年度より開始しておりますので、令和２年度のみの実績になります。令和２年度の実績が２件となっております。

以上です。

○議長（菊地利勝） ３番。

○３番（菊地厚徳） ありがとうございます。

さすがに件数２０件、２４件、たくさんありますけれども、家庭のものというのはそれほど大きくは件数の割にはと思いますけれども、だんだん増えているという状況まず、３０年度で７８．５キロワット、令和元年で１２９、次１４５という形で増えている状況にも思いますけれども、ぜひともこの具体的なことについては、お考えいただければありがたいと思います。

それと一つ、これは大きな流れにつながりますけれども、実は微生物を使ってレアメタルでセレンというものを使っているそうなんですけれども、太陽光発電、これが廃棄が問題になっておりますけれども、このセレンというのはセレン酸と有毒物質があるんですけれども、これを処理施設で排水設備を使ってやった研究室があるんですけれども、その話ですと、実際には中の微生物を使ってセレンを抽出するということが可能だそうなんですけれども、ぜひともその微生物、迷ったら微生物に聞けということがあるそうなんですけれども、その辺のところ少しお話しいただければ、村長お願いします。

○議長（菊地利勝） ３番さん。時間もあれですし、通告書の質問にも載っていないので、方向づけ分かりません。

あと１３秒です。終わりますか。

○３番（菊地厚徳） いえ。

○議長（菊地利勝） １３秒です。まだ指名していません。３番。

○３番（菊地厚徳） ありがとうございます。

この微生物を使って、放射能にも、あらゆる地球の原始地球にはその力があるそうです。ぜひとも、人類が試されていると私思います。よろしくお願いします。

○議長（菊地利勝） 以上で、３番菊地厚徳君の一般質問を打ち切ります。

○３番（菊地厚徳） ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午後２時３５分いたします。

これより、次の一般質問の所管する課長の入退席を認めます。

（午後２時１４分）



○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午後2時35分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 7番鈴木康広君より通告がありました「新型コロナのワクチン接種の加速を求める」ほか1件の質問を許します。7番。

○7番（鈴木康広） 7番鈴木康広です。

議長の許可をいただきましたので、「新型コロナのワクチン接種の加速を求める」ほか1件の質問を行います。

新型コロナの蔓延によって緊急事態宣言が延長され、福島県でもまん延防止重点措置のほうに9月30日まで延長されました。実は、8月6日に日本感染症の学会からのメッセージという形のもので発表されています。それによれば、1. デルタ株に関しての感染力の強さというものが触れられています。これは、カナダのトロント大学のグループの研究によれば、従来のウイルス、コロナの従来ウイルスよりも感染力が約2倍、入院リスクが2.08倍、ICU使用のリスクが3.34倍、死亡率が2.32倍というふうな数字が出ています。

ちょっと分かりにくいのですが、分かりやすくそのメッセージがありまして、水痘と帯状疱疹のウイルスとほぼ同じ感染力。ということは、同じ部屋にいれば、マスクなどをしなければほぼ感染してしまうというふうな、非常に感染しやすい。これがデルタ株の特徴というふうに言われています。また、若年層への感染の広がりということについても、2番に言われています。ワクチン接種が済んでいる高齢者については、今、少し下火になっていると。3番のほうに、このまま感染が広がった場合に助けられる命が助けられなくなる。今、問題になっている医療逼迫により、医療のほうに崩壊する危険性があるということが3番。また、4番には、若い人でも感染後の後遺症が長く続くことがあって、それが重い。人生のほうにいろいろな影響を与えてしまう。

また最後に、2回のワクチン接種を済ませた方も引き続き感染予防が必要である。これはブレイクスルー感染というやつですね、最近言われている。ということで、自分の大切な家族とか、もしくは身の回りの人に感染の自分自身が原因にならないためには、ワクチン接種を行ったとしても、基本的な感染予防対策が必要だということが、9月3日のほうのメッセージに載せられています。

では、具体的に今、ワクチン予防が、接種が進んでいるのですが、最近1か月間のワクチン接種予約日、予約できる接種期間、予約した人数、予約受付終了時間を伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 7番議員さんにお答えいたします。

まずは、それぞれの項目について順にお答えさせていただきます。

まずは、最近1か月間の接種予約日についてです。

こちらにつきましては、基本的には、コールセンターにおいて、平日、また、ウェブ、LINEにおいては、毎日予約を受付することにしております。医療機関及び日

曜集団接種における予約定数、いわゆる予約枠に達したことによって、予約停止したこともございます。8月につきましては、8月17日、8月24日及び8月31日の毎週火曜日に予約を再開しております。多くの村民の皆様の方の予約を受付してございます。

次に、予約できる接種期間につきましては、1回目の接種を受けた方は3週間後に2回目の接種を受けることとしておりますので、安達管内2市1村では、1回目の予約にて、3週間後の2回目の予約を自動的に取ることとしております。こうしたことから、おおむね3週間先までを予約可能期間としております。

なお、ワクチン不足の影響から、予約できていないという多くの住民の方からの要望もあり、去る9月7日の予約再開につきましては、9月20日から10月3日までの期間を予約可能期間として拡大して実施してございます。

次に、予約した人数につきましては、8月17日、8月24日及び8月31日ということで3回予約開放しておるのですが、こちらの予約数につきましては、8月24日が3,264名、8月31日が2,399名となっております。おおむね1週間当たり2,400から3,500名の方が予約されてございます。ちなみに、昨日は約3,000名の方が予約してございます。

次に、予約受付終了時間につきましては、基本的には、コールセンターについては平日の午前9時から午後8時まで、また、ウェブ、LINEにつきましては24時間受け付けておりますが、現在は予約枠定数に達しておりますので、停止しております。こちらにつきましては、受付できない旨のメッセージをアナウンス及びウェブ上に掲載してございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 7番。

○7番（鈴木康広） 丁寧な説明ありがとうございます。

少し確認したいのですが、今、約3,000名くらいということが数字があったのですが、それは大玉村の該当分だけで、それとも2市1村の分でしょうか。あと、今の説明でいきますと、約3週間が1セットになるということなので、次の3週間は、基本的には1回目のワクチン接種がなるような形なのか、そこを伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 7番議員さんに再度お答えいたします。

先ほどの予約数につきましては、安達地方でやっておりますので、二本松市、本宮市、大玉村の合計の人数でございます。また、予約枠ということになります。先ほど申し上げましたとおり、3週間後の2回目を接種するという都合上、ご指摘のとおり、3週間目までは2回目の人を確保して、その4週目以降に、また1回目の方の予約を取るという形にしてございます。ただ、個人の医療機関によっては、例えば、予約の1回目を入れた方と2回目の方が混在している病院さんもあるので、予約枠について明確に何週目までで何人増やせるとかという形にはなかなかないと思います。ということで、現在というか、今週対策で行ったのが、今まで1週間ごとに予約を拡

大ということで先に延ばしていたものを、今回だけは2週間ということで、1週多く予約枠を拡大しました。

これにつきましては、15歳以下の中学生と小学6年生の分が増えるという部分もございましたので増やしてございますが、今後、来週以降につきましては、前週どおりというか、1週間後という形なので、現在の予定では、10月4日から10月10日ぐらいですかね、おおむね1週間後ということで予定してございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 7番。

○7番（鈴木康広） ありがとうございます。

ワクチンの供給量のほうが、実際に国のほうで一部止めようとしたりとかということがあったりして、なかなか現場のほうで、今言ったワクチン予約を適切に受けるのが難しい状況があるというのが、今、分かってきました。

今回、2週間という形で、少しでも予約が取れやすくなったのかなという感じもありますし、やっぱり現場のほうの動きに合わせて、また、安達医師会のほうと調整しながら、2市1村で調整しながら、少しでもワクチン接種がスムーズに予約も含めていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、（2）番。

妊婦へのワクチン接種の安全性と周知方法、現在の予約方法を伺います。

妊婦の優先接種などの必要性を考えているかどうか伺います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 7番議員さんに再度お答えいたします。

妊娠中の方への新型コロナワクチン接種の特段の配慮について、国より要請がございました。妊娠中に新型コロナウイルスに感染しますと、特に、妊娠後期は重症化しやすく、早産のリスクも高まるとされています。新型コロナウイルスの感染症の拡大により、妊娠中の方の感染例も多数報告されており、関係学会から、改めて妊婦等への新型コロナワクチン接種に関する呼びかけがなされてございます。

ワクチンの安全性につきましては、厚生労働省のホームページに妊産婦や乳幼児に向けた新型コロナウイルス対応関連情報が掲載されており、いつでも確認することができますようになっております。また、日本産婦人科学会、日本産婦人科医会と日本産婦人科感染症学会、この3つの団体のメッセージがウェブ上に発表され、確認することができるようになってございます。妊婦の優先接種の必要性につきましては、安達医師会と協議を行い、現在、優先接種に向けて準備を進めておりますので、予約方法等を含めて対象者へ順次お知らせすることとしております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 7番。

○7番（鈴木康広） ありがとうございます。

今、妊婦については、実際に報道等があった妊婦のほうの医療が受けられなかったために、子どもが死亡したという事件を受けて、国についても要望があるということ

で、今、進みつつあるというのをお聞きしました。今、ウェブ上で、いろいろな学会のほうの発表、また、デマなどがあると、結局、本来受けるべき人が受けられないということが起きますので、妊婦自体、そのワクチンをすることによって、今のところ数字上、妊娠自体に悪影響はあまり見られていないと。ただ、妊婦さんのほうがもしコロナにかかれば、医療を受けること自体にいろいろな問題が出てくる可能性が高いということを考えれば、これは必要だと思いますので、少しでも、実際に大玉のほうの妊婦が、今言った早くワクチンを受けられ、また、実は家庭内感染、実際に妊婦の感染のほぼ8割が家庭内感染、夫婦間の感染ということも言われています。なので、パートナーの人も、できれば感染予防のためにワクチン接種を一緒に進める。一緒じゃないにしても、早く進めることがよりいいのかなと思いますので、それについても検討いただければと思います。

では、（3）番。

学校でのクラスター発生防止のため、12歳から15歳ワクチン接種の今後の見通しを伺います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 7番議員さんに再度お答えいたします。

12歳の方で誕生日を迎えていない方を除きます12歳から15歳までの方へ、8月末に村では接種券を郵送してございます。

なお、予約につきましては、今週9月7日の午前9時より開始しており、今後も引き続き接種を進めてまいります。また、12歳となる小学6年生につきましては、9月2日以降に12歳の誕生日を迎える方については、おおむね1か月以内に接種券を郵送することにしておりますので、現在送付しているのは9月1日までに誕生日を迎えた方に送付してございます。それ以降の方につきましては、おおむね1か月以内に順次、接種券を送付することとしております。

なお、国の方針によりまして、令和4年2月28日が基準日、3月1日は対象という形ということになってございますので、令和4年3月2日以降に12歳を迎える方については接種対象外となることから、こちらについて、誤解のないように周知徹底を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 7番。

○7番（鈴木康広） ありがとうございます。

基本、おおむね接種券のほうについては、もう配布が行われていて、誕生日の関係で少しずれる形で該当者が送られていくと。その設定については、年1回で基準が当然ありますので、1日の誕生日が違うために該当になるとかならないというのは、これは仕方のないことだと思いますので、そういう形で実施していくことを望みたいと思います。

（4）番で、ワクチン接種を希望する人が少しでも早く接種ができる体制、やはり、これは、1つはワクチンの量とか、もしくは医療機関でのスタッフ、もしくは集団接

種会場のほうの準備とかいろいろあると思うんですけども、それについて、我々議員であれば、何かの機会に代議員とか、もしくは何かの情報を出す人に会うことができれば、少しでも早くワクチン接種を進めるためにワクチンの供給量を国に増やしてくれと。村長であれば、前回も県知事のほうに要望したというふうに話を伺っていますが、機会があれば、そういうものを進めていただきたいと思います。

では、実際に、そのほかにワクチン接種を希望する人が少しでも早く接種できる体制をつくるために、具体的内容について思いつくところがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 7 番議員さんにお答えいたします。

接種体制は、安達医師会の全面的な協力がありますので、完全に整っております。ただ、ワクチンが滞っているということですので、ワクチンさえ来れば、接種は加速度的に進んでいくという状況でございます。状況としては、10月上旬にはワクチンが十分に供給されるというふうに国のほうでは言っておりますが、なお、機会あるごとにワクチンの配分の増加については要求してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 7 番。

○7 番（鈴木康広） 力強い回答をありがとうございます。

では、2 番。

子どもたちの修学旅行を諦めさせないために何ができるかの質問に移ります。

コロナの感染急拡大により、子どもたちの教育環境は大きな影響を受け、豊かな人間性を育むために必要な修学旅行などの特別活動が実施できない状況にあると伺っています。4 月 1 日の文科省の教育課程の連絡に、実施に向けた配慮のお願いなど、実際にこういう形で文書等が出ています。修学旅行そのほかの授業も含めて実施状況を伺いたいと思います。

（1）番に、特別活動や課外活動などの実施状況を伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 7 番議員さんにお答えいたします。

学校におきましては、文部科学省が策定しました「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づきまして、基本的な感染対策とともに、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら、可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくことが必要となっております。

マニュアルでは、地域の感染状況等に応じまして、レベル 1 からレベル 3 に区分し、その時期のレベルに応じた対応を図ることとしております。これを受けまして、本村では、幼稚園、小中学校における宿泊学習や見学学習などの延期、小学校運動会の延期や運営方法を変更しての開催、小学校水泳大会の分散での開催、中学校の部活動における活動時間の短縮や練習試合の停止など、その時期の感染状況に応じ、都度、対

策の変更や内容の工夫を図りながら、できる限り実施を図っているところであります。

○議長（菊地利勝） 7 番。

○7 番（鈴木康広） ありがとうございます。

今、レベルが3段階あるという話を伺ったのですが、おおむね今、大玉村はその3段階の中であれば、どこら辺になるのでしょうか。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 7 番議員さんにお答えいたします。

県のほうで、県北地区の県立学校のレベルがレベル3という状況ですので、本村におきましてもレベル3の感染対策を講じて、今、実施しているところです。

以上です。

○議長（菊地利勝） 7 番。

○7 番（鈴木康広） ありがとうございます。

では、（2）番。

広島派遣（平和教育推進事業）の現在の状況を伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 7 番議員さんにお答えいたします。

8月に予定しておりました小中学生広島平和記念式典派遣事業につきましては、新型コロナウイルスの感染防止のため、12月に延期をしました。以前より交流のあります安田女子高等学校との交流会、それから原爆ドーム、平和記念資料館などの見学体験を通しまして、平和の尊さを学ばせる機会とするため、新型コロナウイルス感染症の感染状況を十分に注視しながら、実施に向け検討してまいります。

○議長（菊地利勝） 7 番。

○7 番（鈴木康広） ありがとうございます。

広島派遣については、8月の実施が今の状況では難しかったということで、12月という形で延期で今準備が進められているということ、今、伺いました。これ、大体どれくらいの時期までに実施の判断等とかという、そんな流れとかというものがもしあれば、伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 7 番議員さんにお答えいたします。

判断時期については、感染状況によって変わる場合もございますので、その辺については、時期を見ながら決定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 7 番。

○7 番（鈴木康広） ありがとうございます。

実施できるように、その状況を見極めながら、現場での判断のほうをしていただけたらなと思っておりますので、よろしくお願いします。

では、（3）番。

修学旅行の現在の状況を伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 7 番議員さんにお答えいたします。

まず、大山小学校につきましては、6 月に会津方面のほうで予定をしておりましたが、10 月に延期をいたしました。玉井小学校につきましては、9 月に同じく会津方面で予定しておりましたが、11 月に延期をしております。また、大玉中学校につきましては9 月に、こちらは栃木・茨城県方面で予定しておったものを11 月に延期をしました。

以上です。

○議長（菊地利勝） 7 番。

○7 番（鈴木康広） ありがとうございます。

村内のほうの大山小、玉井小学校、大玉中学校とも、実は今延期という状態で、一番近いのは大山小の10 月が今、延期の一つの区切りという形になっていると。今回、9 月末まで、福島県については、まん延防止等重点措置が延期されたという状況と、これを実施すること自体なかなか簡単ではないかと思うんですが、可能な限り内容等を検討していったら実施していただければと。私も、中学校の活動の中で、修学旅行の思い出というのは当然、誰でも1 つ、2 つ思い出を持っているものだと思います。自分の人生の中で、友達とこういう旅行をして、お土産を買ってでも何でもいいんです。そういう思い出があることというのが、人生の中で非常に大きな宝になると思いますので、もし可能であれば、修学旅行については実施させてあげたいかなと、諦めさせないで何とかできればと思っております。

では、修学旅行を実施するために、学校、教育委員会、行政は一体何ができるか。それぞれについて伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） 7 番議員さんにお答えいたします。

修学旅行の重要性と言ったらいいのでしょうか。学校の教育活動に占める役割というのは極めて大きいものがあるというふうに思っています。本来、修学旅行も含めた教育課程の中身については学校が決めることになっています。ですから、修学旅行の実施の時期、有無等々、行使等々は学校が基本的に決めることになっています。ただ、今回のようにコロナ禍という中であって、非常に難しい判断を迫られております。例えば、中学校を1 回延期して、また延期というふうなこと、その延期に至る過程において、保護者の理解とか、あるいは業者等々のやり取り、大変なものがあつたというふうに思っております。

そういった中で、極力実施の方向でと今、検討をしてもらっていますが、今回1 つ懸念されますのは、実施というふうにして決定した後に、また再延期とかということが生じたときに、業者間を介していますので、キャンセル料の問題等々が発生することがちょっと心配になってきます。実施の意義、それからキャンセル料、高額な額を保護者が負担して、なおかつキャンセル料というのは、保護者のほうの経費負担というふうな観点からそれは避けたいというようなことで、公費でその分は賄っていく

というふうなことも含めて検討してまいりたいと、そんなふうに考えています。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 7 番。

○7 番（鈴木康広） ありがとうございます。

今、その実施のために考えられる幾つかの問題点のうちの一つのキャンセル料、経済的な問題とは言えるのですが、このコロナによる普通あり得ない状況というか、普通の状態ではないので、これを保護者に負担いただくというのは大変忍びないので、ぜひ実施、そのキャンセルの負担については、当然キャンセルせずに実施できるのが一番うれしいんですが、もしそういう場合についても、それを足かせというか、それが実施できないという理由にならないようにやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。（不規則発言あり）すみません。質問ではありません、お願いします。

○議長（菊地利勝） 質問者は整理して、再度質問をお願いします。7 番。

○7 番（鈴木康広） キャンセル料等について、保護者の負担を求めずに、それについて公費等の負担のほうについての検討のほうについて伺いたいと思いますので、答弁のほうをお願いします。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 7 番議員さんにお答えをいたします。

教育サイドではちょっと答弁ができないと思いますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

今回、新型コロナウイルス関連の地方創生臨時交付金ですか、こちらのほうでも、各種イベントの中止の場合のキャンセル料については充当可能というふうになっております。本村におきましても、そういった事例がありましたら、そちらの交付金を活用しながら、足りなければ一般財源を充当することになりますが、対応させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 7 番。

○7 番（鈴木康広） 安心いたしました。ありがとうございます。

では、これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（菊地利勝） 以上で、7 番鈴木康広君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午後 3 時 15 分といたします。

これより、次の一般質問の所管する課長の入退席を認めます。

（午後 3 時 04 分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午後 3 時 15 分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 6 番佐原佐百合君より通告がありました「ウィズコロナ・ポストコ

ロナの生涯学習について」の質問を許します。６番。

○６番（佐原佐百合）　６番佐原佐百合です。

議長の許可をいただきましたので、さきに通告してあります１件について質問いたします。

ウィズコロナ・ポストコロナの生涯学習についてです。

政府は、９月１２日までの緊急事態宣言、まん延防止措置を先ほどもお話にありましたが、９月３０日まで延長する決定を本日されるそうです。これを受けて、本県も独自の集中対策を延長する見通しとなりました。新型コロナウイルス感染症の収束までには長期戦を覚悟しなければなりません。社会全体でも、ウィズコロナ、つまりコロナと共生、共にということですが、それと感染症が収束した後、ポストコロナの社会像をどう描くか。新型コロナウイルス感染症によって、新しい生活様式が求められています。本村でも、新型コロナウイルス感染症拡大によって、社会教育事業や各種団体の活動が中止・延期となりました。個人の学びだけではなく、地域社会の発展に重要な意義の役割を持つ一つが生涯学習です。学びの場を通したつながりが本村の強みと感じていました。

今、そのつながる機会が減少しています。よりよい大玉村となるためにも、生涯学習の中核となる社会教育のさらなる広がりや充実を図る必要があると考えます。村民の皆さんが活動に参加することで笑顔になり、そして、そのつながりが元気な地域をつくれます。新しい生活様式が求められている今だからこそ、新しい生涯学習が必要だと思います。コロナ禍で試みられるようになったＩＣＴ機器によるオンライン学習では、決して非常時の代替手段などではなく、これからの新しい学びに向けて前向きに捉え、進めていくべきではないでしょうか。

オンライン学習は自宅でもできるので、移動時間が短縮されます。仕事や家事、子育てや介護で忙しく、これまで社会教育への参加が難しかった方、そのような方々に対しても学びが提供できる可能性もあります。夜開催するなど、時間帯も工夫すれば、より多くの村民の皆さんの参加を得ることができるかもしれません。そして、多様な人との交流を広げる可能性もあります。生涯学習、社会教育の強みであるつながりが一層強化されることも期待されます。

そこで伺います。ＩＣＴ機器を活用したオンライン学習などを実施する考えはあるのでしょうか、伺います。

○議長（菊地利勝）　教育部長。

○教育部長兼生涯学習課長（作田純一）　６番議員さんにお答えいたします。

議員さんおっしゃるように、現在、県内には新型インフルエンザの特別措置法に基づくまん延防止重点措置が適用され、併せて福島県の非常事態宣言が発令されているところでございます。これによりまして、不要不急の外出の自粛なりを呼びかけられておりますことから、議員さんおっしゃるＩＣＴ機器を活用したオンライン学習につきましては効果的であると考えており、まずはユーチューブでの配信など、今後積極的に計画していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6 番。

○6 番（佐原佐百合） 前向きな検討をありがとうございます。

新たなプログラムを考えるのは大変でしょうから、今の自主学習グループ、ふれあいセミナーで利用できる各課の出前出張講座、そういうのを、あるものから実施してはどうかと思います。村民と行政が近くなるきっかけにもなるかと思いますので、ぜひ新たに考えると大変でしょうから、今あるものを何とかして利用できてはどうでしょうか。オンライン学習は、初めはとても緊張するんですが、慣れると、とても楽しいです。そして、講座によっては、全国各地の人ともつながれるので、情報交換などもできるので、ぜひ積極的にチャレンジしてほしいと思います。

生き生きとした元気な村を考えたときに、団体やサークルの活動が大切だと思います。

そこで伺います。コロナ禍で大勢集まることができないため、芸能祭などの発表や活動の場が少なくなった団体やサークルのために、ICT機器を活用したオンライン発表会などを行ってはどうでしょうか。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長兼生涯学習課長（作田純一） 6 番議員さんにお答えいたします。

発表をする際には、2 か月から 3 か月の練習を要しますことから、本年度にオンラインで発表会を開催するというのは難しいというふうに考えております。

なお、本年 10 月 27 日に開会いたします村の文化祭につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により練習ができていない団体やサークルが多くあること、会場に観客を集めることが困難であるなどの理由から、芸能発表は中止とし、展示のみの開催として決定しております。

各団体やサークル活動での練習の成果を披露する発表会は、各メンバーにとって生きがいの一つであるというふうに考えておりますことから、次年度以降、感染拡大状況を見ながら、文団連等に対しまして、オンラインでの発表会も提案していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6 番。

○6 番（佐原佐百合） 確かに、部長が言われるように課題も多いと思います。コロナの収束の後にも、また新たな波があるかもしれません。ぜひそれに向けて進んでいただければと思います。

あと、オンラインで発表に慣れていない皆さんが、うんと言ってくれるのかなというのちょっと心配はしておりますが、ぜひ頑張っていただきたいなと思います。そのときに、各公民館やふれあいセンターなどに分散して視聴とか発表ができれば、集まらなくても見られるし、遠くに住んでいるご家族とかお孫さんとかお友達にも見ていただけるかなんとも思います。そのためには、各ふれあいセンターのWi-Fi環境も何とかできないかなんとも思いますので、そちらのご検討もお願いいたします。

オンライン学習を受講したり発表などを視聴したりするには、ＩＣＴ機器が必要です。利用できる人とできない人の間に生じる格差もなくす必要はあります。

そこで伺います。スマートフォンやタブレット操作の講座やオンライン学習に必要なＺｏｏｍ操作などの講座を実施してはどうでしょうか。考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長兼生涯学習課長（作田純一） ６番議員さんにお答えいたします。

スマートフォンやタブレットを利用した情報格差の解消のため、スマートフォンやタブレット操作の講座につきましては必要であるというふうに考えておりますが、操作の講習につきましては、オンラインでの学習は難しく、受講者の方々にお集まりいただく必要がありますことから、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を見ながら、実施に向けて検討していきたいというふうに考えてございます。Ｚｏｏｍの操作につきましても同様であるというふうに考えております。

なお、これまでパソコンのワード、エクセル、インターネットなどの初歩的な疑問等の相談に教育委員会の職員が応じる教育委員会パソコン相談におきましても、スマートフォンでのフェイスブックやＺｏｏｍの操作法について相談に来られた方にも対応してきたところでございます。今後、仮称ではありますが、パソコン・スマホ相談室としてＰＲし、住民のニーズに応えるべく積極的に働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ６番。

○６番（佐原佐百合） 今、お話にあったように、教育委員会で行っているパソコン相談を私もスマートフォンに変更したらいいんじゃないかなと思っていたので、既に対応していたということで、ぜひ広く周知していただきたいと思います。

スマートフォンは、学びの道具になるだけではなく、防災情報など命を守る情報も得る道具でありますので、ぜひ利用ができない方とか、持っていない方とかという方に対応していただけるとありがたいです。

次に、趣味を始める契機となるような講座を開催する生きがいセミナーライフ探検隊の事業について伺います。

ふれあいセミナーのグループの中には、生きがい探しセミナーライフ探検隊をきっかけに、グループをつくった方々がいます。住んでいる地域は違うけれども、せっかく顔見知りになったのにこれで終わるのはもったいないといって発足したそうです。生きがい探しセミナーライフ探検隊は近年行われていないようですが、オンラインや対面学習を組み合わせるなど、内容を再検討して実施してみてもどうでしょうか、伺います。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長兼生涯学習課長（作田純一） ６番議員さんにお答えいたします。

生きがい探しセミナーライフ探検隊の事業をオンラインや対面学習を組み合わせることを考えますと、Ｚｏｏｍなどのオンラインを学ぶ機会の学習会から始まり、そこ

で学んだスキルを活用してオンラインでもできる講座と、対面学習が適しているものと使い分けながら、住民の趣味を始めるきっかけのサポートを行っていきたいというふうに考えております。また、講座の一部に、大人だけの参加ではなくて、親子で参加できるような講座も計画していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6 番。

○6 番（佐原佐百合） 今後、何か新たな楽しそうな講座が出来上がりそうな答弁、ありがとうございます。

趣味の講座の中でも、ものづくりは人気の講座ではないでしょうか。材料は自宅に郵送する。もしくは取りにきてもらったりすれば、あと教えるのはオンライン、そんな感じで行えば、大人数でも実施できるのではないのでしょうか。講師の方も多方面にわたり探すというか、そういう方々も利用できると思いますので、ぜひ今言われたように幅広い年代の方が参加できるような事業として、ぜひ再検討して実施していただきたいと思います。

人生 100 年時代と言われるようになり、生き方も多様化すると考えられています。定年した方や定年間近の方から、社会貢献がしたい、人と話をして刺激をもらいたい、何か新しいことを始めたいという声を聞きます。こういった方々にお話を聞いていると、新しいことや楽しそうなことへのアンテナが高く、そういったことを受け入れる柔軟性と、とにかくやってみようというフットワークの軽さ、チャレンジ精神を持っていることに気づかされます。これらは、充実した人生を送るための重要な要素だと思います。

そこで伺います。村民の生きがいつくりや社会参加の契機とすることを目的としたおおたま大学院の内容を、何かがしたいと思っている方々のために見直してはどうでしょうか。考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長兼生涯学習課長（作田純一） 6 番議員さんにお答えいたします。

おおたま大学院につきましては、40 歳以上の成人を対象として実施しており、対象年齢が高齢者も含んでいるため、生き粋大学の受講生にも声かけをして実施しておりましたが、おおたま大学院への受講者は、令和元年度の授業で、全参加者数の 60 名のうち、生き粋大学生 53 名、大学院参加者が 7 名と少なく、50 代から 60 代の方々がほとんどというふうな状況ではありました。

このことから、今後は、生き粋大学の募集年齢を引き下げまして、おおたま大学院の授業を整理統合し、生き粋大学としての機能を高めながら、楽しさをベースとした学びや関心の高い学び等、運営委員の方々と協議するなど、住民のニーズを把握しながら運営内容の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6 番。

○6 番（佐原佐百合） 運営委員の方々と内容を検討していただいて、ぜひ、その方々の

ニーズを引き出しながらやっていただければと思います。

新たな学びで得られるものは知識や教養だけではありません。共に学ぶ仲間や人脈の広がりを得られるという点も、自分を見つめ直すきっかけになると思います。郡山でやっているあさかの学園、広報おおたまでも周知していただきましたが、残念ながら、大玉村は今もゼロだそうです。ただ、本宮とか二本松とかは年々参加する方が増えています。本宮も2桁になりましたね。なので、本年度はちょっと聞いていないんですけれども、大玉しか聞かなかったんですけれども、きっと大玉村の中にもそういった方はいらっしゃると思うので、外に飛び出さなくても、村内でできるような何かを考えていただければと思います。ウィズコロナ・ポストコロナでも幅広い年代の方が楽しく学び続けられる方法を検討していただければと思います。

ボランティア活動など社会貢献も生涯学習の重要な要素であり、ボランティア活動に参加する人の人生の満足度が高いと言われています。今、各学校では、今まで以上に新型コロナウイルス感染症対策など大変な思いをしていると思います。何かをしたいと思っている方は、直接子どもたちと関わらなくても、子どもや先生方のために活動をしてくださる、陰で何かしたいと思っている方もいると思います。

そこで、学校支援ボランティアや放課後子ども教室ボランティアが、コロナ禍でも活動を続けられる計画はないか伺います。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長兼生涯学習課長（作田純一） 6番議員さんにお答えいたします。

学校支援活動につきましては、行政報告でも報告していますとおり、コロナ禍でもできる活動として、学校の地域連携担当教職員の先生と学校支援コーディネーターが打合せをしながら、より多くの地域住民との関わりによる子どもたちの豊かな学びを支え育みつつ、大人も共に学び合う学びの還元と循環の活動を充実させているところであります。

放課後子ども教室につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動の開始を10月からとして準備を進めているところであります。ボランティアの特技を生かした子どもたちの様々な体験活動により、学校支援と同様に、大人も共に学び合う学びの還元と循環の活動を充実させているところであります。

これまで、機を見てボランティア交流会を開催しておりましたが、現在は集まらない状況でありますことから、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を見ながら、再度企画してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） 状況は確認していないんですが、アルコール消毒であったりとか先生方がやっている部分、そういったところも、もしボランティアさんにお問い合わせるならやってもらったほうがいいんじゃないのかなと思いました。

なぜかという、ボランティア登録数多いようなんですが、声のかかっていない方々もいらっしゃる聞いております。せっかく登録してくださった方々もいられ

やるので、実際に子どもたちと接するだけではない、そんな思いがあって、この質問をしました。声をかけて参加ができないのと、声をかけないで参加ができないのは違うと思いますので、その辺の工夫を今後、お願いします。

それから、活動ができない今だからこそ、この時間を利用して、オンラインで情報交換や活動の内容とかアイデアを出すよう、ボランティアさん同士で、そこをつなぐのはコーディネーターの仕事かもしれないんですが、そういったことを、この時間、今、活動がないからこそつながってほしい。あとは、人数が多くても、ほかのボランティアさんが何をやっているとか、顔が見えない。それができるのがこの時間で、オンラインでということもありますので、コロナだからできないじゃなくて、コロナだからこそ交流をもっと深める、そんなことを考えていただきたいと思います。

次に、学びたいと思っても村内の各種団体やサークルを知らなかったり、新しい住民の方の中にも分からない方がいると思います。

そこで伺います。生涯学習の講座や各種団体、サークルの紹介を動画や手づくりでいいので、団体を紹介するパンフレットなどの作成を通して、村民のきっかけづくりや団体を知る機会の提供など、働きかけが必要だと思います。考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長兼生涯学習課長（作田純一） 6 番議員さんにお答えいたします。

各種団体やサークル活動の活性化のために、平成 9 年 3 月に作成し、平成 20 年 3 月に改定しました大玉村指導者登録名簿というのがございます。改定から年月が経過しておりますことから、名簿の更新について検討を考えております。近年、多くの方々が村内に移住されておりますことから、多くの方の特技を自薦・他薦により紹介いただき、新たな人材の発掘にも努めてまいりたいというふうに考えております。この登録名簿を活用することによりまして、各種団体やサークルの紹介、今後のサークル活動の活性化や新たなサークルづくりなどに役立ていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6 番。

○6 番（佐原佐百合） ぜひ新しく更新していただいて、いろんな方に目を通していただきたいと思います。

コロナ禍で結構参加人数なども減っていて、例えば、8 月の広報に手話講座のご案内が出ていましたが、3 市村で定員が 10 名ということで、その 3 市村というところに、ああ、本宮の人でいっぱいになっちゃうだろうとかいって、やっぱり諦めてしまった人とかがいます。その方にサークルあるんだよと言ったら、分かんなかったなんていう話もありますので、ぜひ情報発信のほうよろしく願いいたします。

今回、提案型の質問させていただき、今、部長から答弁をいただきました。

最後に、教育長に伺います。大玉村のこれからの生涯学習について、教育長の考えをお聞かせください。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） お答えいたします。

教育を考える上で、生涯学習がやっぱり最もベースになるものだと考えています。先ほど来、お話にありましたように、村民のニーズ、いろいろ多様な考え方、あるいは多様な趣味、そんなものを生かしながら、いろんな活動を通して、交流を通して、人と人とがつながっていくというか、そういったものになっていくというふうに思っています。

大玉村では、学びの還元と循環という言葉を使っています。これは大玉の教育を考えるときのキーワードであります。つまり、子どもも学ぶ、それから大人も学ぶ、そして共に学び合う、そういったことの循環を好循環にしていくことが、生涯学習のみならず、学校教育の活性化にもつながっていくものと、そんなふうに考えてこれから進めていきたいなと、そういうふうに考えております。

○議長（菊地利勝） 6 番。

○6 番（佐原佐百合） 今、教育長も言われたとおり、大玉村が掲げる学びの還元と循環、それは私も大切だと思っております。

今よりもさらに、全村民、全域にこれが広がったらいいなと思っております。一部の人だけではなく、村全体でそういったことができたらと思っております。ぜひ生涯学習を通して大玉村の宝、そういった人材を発掘していただけたらと思います。コロナ禍で事業が少なくなっている今だからこそ考えることではないでしょうか。

コロナ禍はまだまだ続くと思いますが、これで私の一般質問を終わります。

○議長（菊地利勝） 以上で、6 番佐原佐百合君の一般質問を打ち切ります。

ここで議長からお諮りいたします。

議事の進行上、本日の会議時間をあらかじめ延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認め、会議時間を延長することにいたします。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午後 3 時 5 5 分といたします。

これより、次の一般質問の所管する課長の入退席を認めます。

（午後 3 時 3 8 分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午後 3 時 5 5 分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 8 番武田悦子君より通告がありました「新型コロナウイルス感染症対策について」ほか 1 件の質問を許します。8 番。

○8 番（武田悦子） 8 番武田悦子です。

議長の許可をいただきましたので、さきに通告した一般質問を行います。

初めの質問は、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

昨年の初めから、世界中に蔓延し、いまだ収束が見えない新型コロナウイルス感染

症です。今は第5波と言われていますが、緊急事態宣言が何度も延長され、福島県内でも、福島市、郡山市、いわき市が、まん延防止等重点措置の地域に指定されています。感染者数も過去最高を更新してきたところです。ここに来て、感染者数が減少してきていますが、そんな中でも、入院療養や自宅療養者が全国で16万人を超えるなどの状況にあります。

コロナウイルスは変異を続け、今はデルタ株が感染者の9割を超えているようです。新型コロナウイルス感染症が広がり始めた頃には、子どもへの感染は少ないと言われていましたが、デルタ株に置き換わっている今は、年齢に関係なく感染が広がりますし、学校や児童施設でのクラスターも見られるなど、これまでの対策では対応できなくなっているのではないかと思います。

連日、感染者の報道とともに、家族中で感染し、母親が亡くなる。さらには、妊婦が感染し、急変に対応できる病院が見つからず、自宅で出産し、子どもが亡くなるなど、本当に痛ましいケースが相次いでいます。新型コロナウイルス感染症は指定感染症です。本当なら、感染した人は入院措置しなければならないわけですが、爆発的な感染拡大に医療が追いつかず、自宅療養者が増えています。県内の自宅療養者も少なくなってきたとはいえ、8日の発表でも90人を超えています。大玉村でも30人を超える感染者数となっており、感染した方々はきちんとした医療を受けることができるのか、入院できているのかがとても心配です。

まず、村内の感染者は入院治療を受けることができているのかについて伺います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 8番議員さんにお答えいたします。

ご指摘のとおり、村内の感染者数につきましては、9月9日、本日現在31名となっております。村から県へ問合わせしております、8月中旬までは、ほぼ全員が入院したということで確認しておりますが、その後の感染された方につきましては、病床の確保が難しいことから、自宅療養となった時期もございました。ただ、議員さんご指摘のとおり、昨日報告で94名となっておりますので、軽症者の方については自宅療養継続で、重症の方については入院という形の対策が取られていると伺っております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 村内の感染者ほとんどの方が入院治療をきちんと受けていらっしゃる。自宅療養されている方もいるということでございますが、自宅療養者には適切な体調管理、さらには、生活に必要な物資の提供が行われるということになっているはずですか。これらは、どこで対応しているのか。

首都圏などでは、体調確認が行われず、急変に対応できず、亡くなられるという悲惨な事態が起きています。物資が届かない、こういう話や、14日以上過ぎてやっと届いたなどという話も聞こえてきています。これらについては保健所が担うことだと思いますが、村内の方には適切にこれらのことは行われているのか伺います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 8 番議員さんに再度お答えします。

自宅療養者につきましては、ご指摘のとおり、本村の場合は、管轄であります県北保健福祉事務所において、定期的に病状の確認や病状急変などへの対応を行っていたいております。また、食料など生活に必要な物資につきましても、保健所により定期的に届けられることになってございます。

なお、保健所からは、自宅療養者の氏名、個人情報等は、村に対して一切伝えられておりませんので、確認することはできてございません。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 村が個人的に確認する必要はないというふうに思っていますが、保健所のほうできちんと対応できているのかどうかというのは、村から確認なり申入れなりはしていただきたいなというふうにも思うところです。

そして、このコロナの感染拡大を抑えるには、やはり早い段階で感染しているかどうかを知ることが大変重要だと思っています。医療機関では、PCR 検査など、以前に比べると検査数拡大しております。しかし、体調に変化がなければ、医療機関を受診するわけではありませんし、さらに、感染者の状況を見ると、無症状で感染しているという方がいらっしゃいます。無症状ですから、自分が感染していることが分からずにほかの方に感染させてしまう、こういうリスクもあります。特に、デルタ株は感染力が強いと言われています。身近に感染拡大地域があるわけですから、自分が感染しているのかどうかと、こういう不安、多くの方が抱えているのではないかと思います。

大玉村では、試験や就職のために感染拡大地域へ行かなければならない学生、そして、成人式への参加者へはPCR 検査、抗原検査キットの配布、これが行われてきましたが、これは、今も行われているのか確認をしたいと思います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 8 番議員さんに再度お答えいたします。

感染を拡大させないために検査を広げることは重要であると考えております。しかし、国や県、医療機関と村が連携して、まずは自覚症状のある方や濃厚接触者など、感染の可能性が高い方からPCR 検査を実施するという体制を構築して対応してございます。ご指摘のとおり、本村では、PCR 検査の対象にならなかった方や、高齢者福祉施設、学校、保育所などの関係者などの感染した際に影響が高い方や接触の可能性があった方など、広範囲に及んで抗原検査キットの配布を行っております。現在も実施継続しておりますので、今後も予防によって、配布のほうを実施していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 今のお話ですと、学生なり何なりに関わらず、必要だというふうに

村が認めれば、配布をするということによろしいのでしょうか。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 8 番議員さんにお答えいたします。

あの時期は、ちょうど就職と受験の時期でしたので、集中的にやらせていただきました。それについては周期を決めておりませんので、これからまたそういう時期になれば、周知をしながら、無料配布をしていきたいというふうに考えておりますが、今は、行かないでくださいと言っているところなので、よっぽどでない限りは行っていないはずですので、渡す場合にも、やはりきちんと理由を、やむを得ない理由というもの聞きながら渡していきたいというふうに考えています。

それから、社会人というか、会社員については、当然これは事業者が対策を講じるべきということですので、全員が対象ということではございませんので、この前のように就職のためとか、引っ越ししなきゃいけないとか、それから、学生が受験のためとか、アパートを探しに行くとかという場合に、本人及び同行者についても無料でキットを配布させていただいたと。それは今後もその時期になりましたら、また続けていきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） このPCR検査ですが、広島県では県民対象に無料のPCR検査行われています。感染への不安、多くの方が持っています。それは、福島県においても、大玉村にとっても同じことだと思います。検査で陰性ということが確認できれば、不安の一つがなくなるということだと思っております。

さらに、2 学期が始まり、子どもたちへの感染拡大が懸念されるところです。学校でのクラスターや、児童施設でも大規模クラスターが発生しているなどという事案もあります。子どもから家族へ感染が広がる家庭内感染、これも広がっています。感染拡大を止めるためには、やはり検査を広げていかなければなりません。先ほど、学生対象と。社会人はその会社で等々のお話ございました。そこにも合致しない方もいらっしゃるということも事実であります。村独自で検査体制拡大すること、これはできないのか、改めて伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

今の体制は、例えば、学校でそういう疑いがあると。もしくは感染者が出たという場合には、クラス全体もしくは学校全体も含めて実施をします。ただ、これも保健所が濃厚接触者と定めたものについては保健所で検査をします。それから、濃厚接触者じゃないと、保健所の検査対象にならない方については、村のほうでできるだけ拡大をして検査をしたいというふうに考えております。ただ、念のため、不安があるのということになると、今、村全体に感染が拡大していない状況で、例えば、子どもたち 1, 0 0 0 人います。大体 2 万円ぐらいかかります。1 万 5, 0 0 0 円から 2 万円。1, 5 0 0 万円から 2, 0 0 0 万円の検査代がかかります。これは、検査をしたとき

は陰性かもしれません。次の日に感染して陽性になるかもしれません。ですから、非常に、いつ検査をするかというのは、やはりその疑いがある場合にはしっかりと拡大をして対応をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） ぜひ、しっかりとした検査体制、村でも進めていっていただきたいというふうに思います。

さらに、この村の財政でできること、今も1回幾らというお話ございました。これには限りがありますし、特に、医療の問題、これは村ではどうしようもありません。国・県がしっかりと行うべきことであります。コロナ対策で医療が逼迫しております。そんな中、ほかの病気でも治療がきちんに行われているのかどうか。適切な医療が受けられない、このような状況があるのではないかと。そういう不安もあるわけです。年々病院の病床数削減されていく中、本当に適切な医療が受けられるのか。受けたくても受けられない。この現状をどうにかしてほしい。この声をしっかりと首長として国・県に届けていただきたいというふうに思っております。村長の考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

まず、今の状況は、本当に医療の逼迫、圧迫になっていきますので、一般診療が非常に問題が大きくなっていると。医療を受けられない状態、手術を受けられない。延ばしているうちに間に合わなくなってしまうというふうな事例が、散見ではなくて、かなり多くを占めておりますので、これをしっかりとやっていただくためには、やはりコロナ病床、医大とか大きいところ、手術とかそういう難しい治療に当たるところが、多くコロナ患者を受け入れているので、より深刻になっているということです。やはり国の補助金をもらいながら、受入れをしていないなんていう医療機関もあるというふうにも聞いておりますので、しっかりとその辺は国に対して体制を取るように、これは機会があるたびに申したいと思います。

先ほど言いましたように、知事との話合い、今月中にする時間がありますので、その辺もしっかりとお願いをしたいと思います。助かる命も助からないという、コロナ以外の保険医療もありますので、これを解決するためには、やはりワクチン接種をしっかりとやっていただいて患者数を減らしていくと、感染者数を減らしていくということが、やはり一番肝腎なのかなということなので、村民の皆様にも、事あるごとに感染防止のための行動をお願いしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） ワクチン接種のお話ございました。

先ほどの質問者の中でもワクチン接種のお話ございましたが、ワクチン接種の見通し、今どのぐらいの状況にあるのか。そして、村内の皆さんが、最終的に希望する方が受けられるまでにはどのぐらいの期間が、今のところ見通して考えているのか。ま

たは、12歳以上からの予約も始まったということを伺いました。これらも含めて、全ての皆さんがワクチンを打てるまでどのぐらいかかるというふうな見通しを持っているのか伺います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 8番議員さんにお答えいたします。

現在のワクチン接種の状況でございます。8月10日に新聞報道で一部出ておりますが、本日9月9日現在の数字ということで、流動的な部分もありますが、概要ということでお聞きいただきたいと思います。

まず全体で、対象者12歳以上、誕生日迎えた方からですね。12歳以上の村民の方がおおむね7,801名が対象者数になってございます。こちらは、転入・転出、死亡等がございますので、日々流動しております。これに対して、1回目の接種を済まされた方が4,460人、率で57.2%、2回目の接種まで終わっている方が3,545人、45.4%、未接種の方が、マイナスしまして3,341人、42.8%となっております。

なお、内訳としまして、65歳以上の高齢者の方々等対象者数が2,413名。そのうち、1回目の接種終わった方が2,272名、率で94.1%、2回目の接種終わられた方2,245人、93.0%ということになっておりまして、未接種者いろいろありますが、141人の5.9%となっております。

今後の見通しについてはですが、先ほどの7番議員さんへの答弁でもお話ししましたが、現在12歳以上の方で、誕生日の来た方に通知してございます。現在、安達医師会のほうと連携して行っておりまして、先ほど村長の答弁もございましたが、潤沢に10月以降来ると予定しまして、管内の接種の状況、今フルに打てる体制まではいってなくて、ワクチンがないことによって、今、縮小しておりますので、ワクチンが潤沢に届くようになりましたら、接種状況を拡大して、おおむね11月末までに接種を完了したいという計画で、現在進めております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 11月末までに完了したいということでございますので、ぜひスムーズな接種を進めていただきたいというふうに思います。

コロナ対策として様々な支援策行われてまいりました。コロナの拡大が始まって2年近くになるわけですが、仕事や暮らしもコロナ以前とは大きく変わってしまったなというふうに思っています。さらに、貧困の状況はますます深刻になっているのではないかとともに思います。社会福祉協議会で行われております緊急小口貸付け等の状況、これはどうなっているのか伺います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 8番議員さんに再度お答えいたします。

社会福祉協議会では、福島県社会福祉協議会の委託事業であります生活福祉資金活用事業と村社会福祉協議会事業の生活援助資金貸付事業により、貸付金の業務を実施

してございます。

なお、今年度4月以降の利用状況につきましてですが、まず生活福祉資金活用事業については、相談件数が64件、新規貸付けが56件です。ということで、8月末現在の数字になってしまいますが、貸付け件数は総数で64件となっております。また、制度としまして、返済猶予につきましては、来年令和4年の3月末までとなっております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 様々な支援策をつくっていく上でも、現状、村民の皆さんの状況を把握するというのは大変重要なことだと思っております。

社協の貸付けの状況からも、いろいろな側面が見えてくるのではないかなと思いますし、子どもたちの状況、事業所の経営状況などからも、今の村民の状況を知ることができるのかとも思いますが、これらをどのように捉えていらっしゃるのか、まず伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

コロナに関する状況というのは、商工業者等については商工会のほうでそれぞれ個別にアンケートを取りまして、どういう状況かということも調べております。ただ、日々変わります。1か月前と今月ではまた違いますので、それぞれタイムリーにそれは調査をしていきたいと考えております。

それから、住民の生活については、先ほどの貸付けの申込みとか、民生児童委員とか、それぞれ村内に各種福祉関係の組織がございます。そういうものについて、しっかりとアンテナを高くして対応できるようにやっていきたいと。相談体制、社会福祉協議会、もしくは役場のほうに相談ができるような仕組み等でできているわけですが、気楽に、あまり敷居が高くないような形でできるように、しっかりと対応をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） まず、村民の状況を把握していくことから始めていかなければ、物事は見えてこないなというふうに思っているところです。

そして、さらに、社協も相談窓口としてというお話ございました。これは質問でも何でもございませんが、この緊急小口貸付けというのは11月まで延長になったというふうに県社協のホームページでも確認したところですが、社協で作って出している案内チラシ、村のホームページから飛べるわけですが、それって、去年の4月のものそのまましか載ってないですよ。期間延長になりました3月までというやつは昨年12月に出ているものなのかなというふうにも思っています。社協はホームページもないわけですから、この情報発信をしっかりといただくためには、ぜひともそこを充実させていただきたい。副村長には、そのあたりのことをしっかりと肝に銘じて

いただきたいというふうに思うところです。

昨年、様々な支援が行われてきました。今も継続して行われている支援、どのようなものがあるのか、また、新たに取り組んでいく支援はあるのか伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 8番議員さんにお答えをいたします。

私のほうからは、新型コロナウイルス対策としての主に経済関係の支援策について、ご説明を申し上げたいと存じます。

コロナ禍の状況の中において、商工業者、特に飲食店、あるいは宿泊業、こういったものに対して大変な負荷がかかっている状況でございます。これまで、本村といたしましては、中小企業等経営持続化つなぎ交付金、感染拡大防止対策協力金、飲食店等応援前払利用券発行支援等の支援を行ってきたところでございます。

現在行っておりますのは、中小企業、個人事業者の飲食店、あるいはサービス業、小売業に対します新型コロナウイルス感染症防止対策に係る備品等購入費補助金、これについては9月末まで実施をしているところでございまして、日帰り温泉施設利用促進事業につきましては、12月末まで期間を延長することといたしてございます。

また、新たな支援につきましては、福島県がまん延防止等重点措置区域に指定されたことに伴いまして、県において、時短営業等により売上げが減少いたしました事業者等に対し、売上げの減少した中小事業者に対する一時金交付を行うこととしておりまして、本村におきましても同様に、独自に同様の一時金を交付することとするため、現在要綱等の整備の準備を進めているところでございます。

今後も、コロナ禍の状況、経済状況を注視しながら、必要な支援に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 様々な支援策がございしますが、村民の皆さんの状況を見ながら、それぞれに新たなことも含めてつくっていただきたいというふうに思っているわけですが、地方創生臨時交付金、コロナ対策の、このお金というのは、今現在どのぐらい使って、どのぐらいの残риがあるのかという部分も伺ってよろしいでしょうか。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えいたします。

形の上では3回来ているわけですが、令和3年度に繰り越した分については、もう既に数字上は臨時交付金を超して、一般財源を投入して支援をしているという状況ですので、マイナスと。それから、今回の臨時交付金につきましては、600数十万しかございませんので、これについては、県がこれから打ち出すであろう、県が幾らでしたか、かなり何十億という金が来ておりますので、30何億でしたか。それで打ち出すものに上乗せ横出しで、その600万を使ってきたいと。ただし、僅かな金ですので、場合によっては、一般財源を投入して上乗せ横出しでやっていきたいと。多分、これは事業者に対する支援というものが中心になると思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 次の質問に入ります。

福祉施策の充実についてです。

大玉村は、これまでいろいろな支援に取り組んできました。しかし、暮らしのスタイルの変化や、家族構成の変化、平均寿命の延びなど、新しい要素がどんどん出てきています。住民に最も近い村政を目指す押山村長の思いを様々な支援に込めていきたい、このように思います。

初めに、補聴器の購入補助について伺います。

誰にとっても聞こえないということは大きな障害になります。特に、子どもは自宅での生活はもちろん、学校生活を送る上で、大変なハンディになります。早いうちに補聴器などを使い、コミュニケーション能力を高めていくことが大切だと思います。身体障害者手帳を持っている人は補聴器の購入補助事業がありますが、手帳を持たない人への補助制度は大玉村にはあるのか、伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えをいたします。

特別、聴力障害についての介護保険とか、障害者の支援等についての法的なもの以外について、村では補助制度は持っておりません。ただ、一つだけ、例えば聴力障害の子どもが小学校、中学校に入るとき、幼稚園でもいいんですが、このエリアには、安達管内にはその教室がありませんので、福島第一小学校にその専門の先生を配置した聴力障害者のためのクラスがありますので、そこに入る場合には、例えば、通うのが難しいという方については、アパート等に入っていて、そのアパートの代金の2分の1については村のほうで助成をするということで、これは実績もございますので、その都度、必要なものは要綱をつくって対応しております。

それから、聴力障害については、お子さんの場合には当然支援しなきゃいけないだろうと考えていますし、高齢者の場合には50万も60万もするようなものが本当に必要かどうかというのは、業者のほうで売っているもので、なかなか合わなくて、私の両親もそうでしたが、1か月使って使いこなせなくてやめたという例がありますので、これについては、どういうものをつけるかというのは、現実的な問題としては、ある程度高いものじゃなくて普通のものでも十分対応できるだろうと。

それは、介護保険の中で対応できるものとか、もしくは障害者手帳というか、高齢者の場合でもそれに該当する場合もございますので、あともう一つは、今年度中、これから話を聞いたりなんかしていきますので、コロナ禍で若干遅れるかもしれませんが、障がい者支援条例、総合的な条例を、早ければ今年度中に、3月の議会等に間に合えばですが、これ広く意見を聞いて、支援制度もコロナ禍に合わせてつくっていききたいというふうに考えておりますので、今あった補聴器等に制度としてどういうものがつくり込んでいけるかというのは、聴力だけじゃなくて、いろんな障害、全ての障害に向けて検討をして、しっかりと多様性と調和という中で、共生社会の実現に向け

て対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 補聴器の補助でございますが、福島県では18歳未満の子どもを持つ保護者が対象ではありますが、手帳を持っていない人、この皆さんを対象に補聴器購入費等助成事業補助金というのがございます。

本宮市、さらには二本松市では、この補助金を活用した助成事業が行われております。大玉村でも、ぜひこの事業に手を上げていただきたい。本当に難聴で障害者に認定されれば別ですが、そうでない方結構いらっしゃって、早い段階からしっかりとした補聴器を使うということ、今、大変重要な問題になっていますので、県でこの事業があるわけですから、村にもぜひこの事業に乗っていただきたいというふうに思います。考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えいたします。

先ほど言ったように、福島に行って通うのが難しいので、その都度出たときには、素早くそういう要綱をつくって対応してきたのが現実ですので、そういう事例があればすぐにでもやりますが、ただ、そういう制度があるとすれば、出てからつくるんじゃないくてつくるということで、今回の支援条例の中で総合的に対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） やはり、問題が発生してからやるのではなくて、きちんと事前に、そういうものがあるのが分かっているのであれば、やっていただきたいというふうに思います。

ほかの市町村のホームページ見ますと、やっぱりすぐ出てくるんですね。大玉村は何ぼあちこち引っ張っても出てきません。そういう部分見ただけでも、住民の皆さんは、自分にとってこれは有効なものか何だとかというような判断の一つになりますので、ぜひつくっていただきたいというふうに思います。

さらには高齢者の問題、先ほども高齢者の問題ありましたが、難聴というのは高齢になれば誰にでも起こります。加齢とともに人の聴力は衰えていきます。それ自体は仕方のないことではありますが、人の声が聞き取りにくくなる。そうなりますと、人のコミュニケーションというのが大変取りづらいということになりますし、家族や社会から孤立していくことにつながりかねません。聞こえないことと認知症の関わりでは、認知症の8割の人が難聴の放置が背景にあるとも言われています。高齢期を生き生きと過ごすために、聞こえるということは大変重要であります。

全国的に見れば、今年の7月現在で、35の市区町村で助成事業が行われています。静岡県長泉町では、2013年4月からこの事業が始まっています。長泉町では、役場の業務の中で、耳が聞こえにくく会話の中に入っていけない、社会参加に支障があ

るなど、お年寄りが孤立するケースや認知症の危険などがあったために、助成事業をつくったということでもあります。具体的には、町内に住民票を持つ65歳以上の方を対象とし、購入費用の2分の1、また3万円を上限として補助しています。

この事業の目的には、聴力機能の低下がある高齢者に対し、補聴器購入費の一部を助成することにより、高齢者の生きがいくつりと生活支援及び社会参加の促進を図るとしています。元気な高齢期を送るということは、まさに今、村が目指す姿ではないでしょうか。大玉村でも、ぜひ補聴器購入費用に対して助成制度をつくるべきだと思います。考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

先ほど申しましたように、総合的な障がい者支援条例をつくって、福島県で一番障害者に優しい村づくりを目指していくということですので、その中でしっかりと検討させていただいて、対応させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） ありがとうございます。

障害者に一番優しい大玉村ということに胸を張って言えるような支援制度をつくっていただきたいというふうに思います。

次に、無料低額診療について伺います。

この制度は、生活困窮者などに医療機関が無料または低額な料金で診療を行うという事業です。この制度を利用するためには収入などの要件がありますが、お金がなく医療を受けることができないという人がないということなので、行われている事業です。無料低額診療を行っている病院は年々増えています。郡山市内でも6病院が診療を行っています。

しかし、この制度で対象になるのは、あくまで診療費のみです。外来を受診し、調剤薬局で処方される薬は、この事業の対象になっていません。具合が悪くて受診したら、治療を進めるには薬が処方されるのは当たり前のことです。しかし、薬代は自己負担のため、薬をもらわない、薬を間引いて飲むなどという話が聞かれています。薬代の補助もぜひ実現させてほしいというふうに思っています。この制度は国の制度でありますので、ぜひ、国にこの制度の薬代も対象に加えてほしい、このような声を首長から届けていただきたいというふうに思いますし、また、国の制度ですから、変わるにはかなりの時間も要すると思います。制度が変わるまで、村で支援できないのか、考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

この低額のていは低いという低額になります。これは、生活困窮者、生活保護直前の方とか、手続までの間とか、それから、あと、ホームレスとか、外国人を含めての対象者、かなり広いようですので、実際は、最初は薬も該当していたたようすけれ

ども、医薬分業によって薬が離れてしまったというようなことのようにですので、ただ、実際は、ここで、じゃ、やりますということじゃなくて、どの程度の方が大玉で利用しているのか。実際その薬をもし出した場合に、どの程度の負担になるのかという実態が分からないと、ちょっと答弁できない部分もありますので、これは、福島県内にも二十数の、福島とかほかにもあるようですので、まず、取りあえず郡山の該当するところに、大玉村として実態として何人ぐらい利用されているのかというようなこともお聞きしながら、実態を調査してから、また改めて検討をさせていただきたいと思います。

これは、1年、2年じゃなくて、数か月のある程度固まるまでの期間ということなので、そんなに大きなものではないというふうには考えていますので、少し時間を頂戴したいと思います。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 村内に該当するかというと、そう多くないというふうにも思いますが、先ほどの補聴器の話でもありますように、まず制度をつくって、その上で、それに該当する皆さんに使っていただくということも、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

次の質問に入ります。

高齢者の外出支援サービス、介護用品等購入助成事業について伺います。

外出支援サービス、病院への通院などに利用されていて、とても喜ばれています。

この事業の対象者、どのような人か、伺います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 8番議員さんにお答えいたします。

外出支援につきましては、介護保険事業の該当外の方や歩行が困難な車椅子利用等の方や独り暮らし高齢者、また、障害者を対象として実施しております。

中身につきましては、通院や社会参加を促進するためということで、外出する際に予約制で行っておりまして、ボランティアによる外出支援になります。

なお、外出支援については、職員のほうがボランティアで実施してございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 介護保険該当外の方というお話ございました。

介護保険利用されていると、なぜこのサービスが利用できなくなるのか、私には理解できないんですが、その理由をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） こちらは、介護保険の方ということで、皆さん当介護保険料をお支払いいただきまして、介護保険制度を年齢で受けていると思うんですが、そちらの中に移動支援という制度がございまして、そちらのほうを利用される方がそちらを使っているというふうにございます。ということで、そちらの対象の方は除くということで、よく言われる介護タクシーとかもそうです。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 介護保険上の移動支援、介護タクシー等々ございます。

しかし、これは自己負担が伴うわけです。介護保険ですので、介護タクシー、タクシー代はそのままかかりますし、そうしたら、本当に大変な高齢者の皆さんは、介護保険を受けたら、ますます大変になるということではないかなというふうに思います。確かに、介護タクシーを利用しなければ移動できないような方もいらっしゃいますし、そういう方は、申し訳ないですが、介護タクシーを利用していただくと。でも、支援とかに認定された方は、むしろこの外出支援サービスを使って、きちんと外出を確保できるというほうが、皆さんの介護度を進めていかないためにも重要ではないかなというふうに思うところです。その辺はどのように考えていらっしゃるのか伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

車自体が、車椅子仕様の車が 1 台、軽自動車 が 1 台、それから、運行しているのが役場職員と。これを一般の方たちにもボランティアでやっていただこうかという検討したこともあります、なかなか現実的には、いつ来るか分かんないということもありますので、難しいと。

ですから、役場職員が一時仕事を中断して、病院に行って降ろして、そして戻って来て、病院から電話いただいて終わったよと言われて、また迎えに行くということですので、従来は、ほかの市町村ではちょっと考えられないようなサービスをやっておりますので、それを拡大すると、2 台、3 台にするというのは業務上ちょっと無理があるということで、車椅子についての方については介護保険でやはり制度がありますので、大変申し訳ないですが、介護保険を利用していただいて、それから、あと、車椅子を利用しない介護の方は、デマンドタクシーはタダですから、それを活用いただくということで、現時点では対応いただくと。ですから、支援サービスの拡充というのは現実的には難しいというふうに考えています。

ですから、介護保険のタクシーを使った場合の自己負担をどうするかというのは、そこだけではなくて、それ以外の介護保険を使ったときは、やはり自己負担が生じますので、これは制度としてやむを得ないというふうに考えています。そこだけ村が持つということになると、介護保険全体の負担の公平性はやはり問題になるのかなと。出してあげたいところですが、やはりちょっと難しいかなと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 介護保険上では、確かに公平性を保てないというお話ございますが、支援の段階と介護の認定の段階というのはまた違いますので、せめて支援に認定されている方、全員の方が登録して利用するというわけではございませんし、支援の方は昨日まで使えていたのが今日は使えないと言われるのは、大変困っている状況もあるんです、実は。なので、そのあたりも含めて、よく検討していただきたいというふう

に思います。

次に、介護用品購入費助成事業について。

これは、昨年の１２月にも質問をいたしました。前回も、近隣自治体の例なども示しながら、村でも対象者を広げる考えについて伺いました。介護用品、特に紙おむつについては、要支援や介護度が低いうちから利用していますし、紙おむつを利用することで活動の幅が広がり、状態が安定してくるという側面もあります。ぜひ対象者を拡大してほしいと思います。考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

支援する場合に、例えば、収入が大変ある方とか、一律にやった場合に、約２００人程度の該当者がおられますので、これが３００人、４００人というふうに、これからの動向で増え続けるだろうというふうに考えますので、この支援するときには、どういう、所得に応じてとか、そういうものもやはりきちんと検討しながら支援しなきゃいけないと。収入が十分あるのにおむつを支給するというのもありますから、低所得者とかこういう方には深くやりましょうということで、拡大するに当たっても、その辺の制度設計はきちんとやらなきゃいけないというふうに感じておりますので、これは少し時間をいただいて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） ８番。

○８番（武田悦子） ぜひ検討していただきたい。

介護保険でも、２割負担、３割負担の方も現実いらっしゃいます。そのようなことも考慮しながら、いろいろと進めていただきたいというふうに思うところです。大玉村子育て支援や福祉施策の充実なども要因の一つとなり、令和２年の国勢調査では、人口増加率、世帯増加率とも県内１の自治体となりました。村民から手が届く、村民へ目配りできる自治体。住民に最も近い村政を目指す村長の手腕に、村民は大いに期待しています。住んでよかったと思える、やっぱり大玉村だという福祉施策を進めていただくことをお願いをし、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、８番武田悦子君の一般質問を打ち切ります。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 以上で、日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後４時４５分）